

6. 地域の概況

計画地が位置する東京都墨田区及び隣接する台東区、江東区を対象に既存資料を収集し、地域の概況を調査した。

6.1 一般項目

6.1.1 人口

計画地の位置する押上一丁目並びに墨田区、台東区及び江東区における人口及び世帯数の状況は、表 6.1-1 に示すとおりである。

墨田区、台東区及び江東区では人口、世帯数ともに増加傾向を示しており、人口の増加割合は江東区が最も大きい。

計画地の位置する押上一丁目における人口は、平成 15～16 年にかけてわずかに増加したものの、それ以外は減少傾向を示している。世帯数については平成 17～18 年にかけて減少している以外は増加傾向を示している。

表 6.1-1 人口、世帯数

年	押上一丁目		墨田区		台東区		江東区	
	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)
平成 14 年	1,833	860	218,743	102,957	153,857	77,632	382,172	177,407
平成 15 年	1,824	873	219,761	104,500	155,746	79,457	389,070	182,522
平成 16 年	1,846	892	221,882	106,853	156,940	80,870	397,150	187,871
平成 17 年	1,814	903	224,657	109,252	158,531	82,678	403,677	192,731
平成 18 年	1,795	897	226,372	111,434	160,171	84,543	415,866	199,791

注) 各年1月1日現在

出典:「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」平成 14 年～平成 18 年 東京都総務局

6.1.2 産 業

(1) 工 業

墨田区、台東区及び江東区の工場数、従業者数及び製造品出荷額等の平成14～16年の推移は、表6.1-2に示すとおりである。

墨田区は工場数、従業者数ともに減少しているが、製造品出荷額は増加傾向にある。一方、台東区及び江東区は全ての項目とも減少傾向にある。

表 6.1-2 工場数、従業者数及び製造品出荷額等

区名	年次	工場数(事業所)	従業者数(人)	製造品出荷額等 (百万円)
墨田区	平成14年	1,581	19,456	361,119
	平成15年	1,648	19,009	366,599
	平成16年	1,471	18,269	365,541
台東区	平成14年	1,000	9,269	163,960
	平成15年	1,014	8,860	154,329
	平成16年	841	7,467	129,982
江東区	平成14年	1,159	16,840	389,866
	平成15年	1,191	16,306	378,567
	平成16年	1,031	14,935	363,437

注)各年12月31日現在

出典:「2004 東京の工業」平成18年3月 東京都総務局

(2) 商 業

墨田区、台東区及び江東区の商店数、従業者数及び年間商品販売額の平成11年から平成16年にかけての推移は、表6.1-3に示すとおりである。

墨田区、台東区はどの項目も減少傾向にあるが、江東区は商店数、従業者数が減少しているものの、製造品出荷額は増加傾向にある。

表 6.1-3 商店数、従業者数、年間商品販売額

区名	年次	商店数(店)	従業者数(人)	製造品出荷額等 (百万円)
墨田区	平成11年	5,677	41,701	2,385,858
	平成14年	5,168	39,150	1,918,048
	平成16年	4,943	37,319	2,075,900
台東区	平成11年	11,226	94,999	6,489,863
	平成14年	9,344	81,834	5,825,347
	平成16年	9,005	78,299	5,548,270
江東区	平成11年	5,373	51,894	3,304,963
	平成14年	5,149	52,222	3,208,695
	平成16年	4,909	48,700	3,981,100

出典:「商業統計調査報告(卸売・小売業)平成11年」平成12年12月 東京都総務局

「商業統計調査報告(卸売・小売業)平成14年」平成15年9月 東京都総務局

「商業統計調査報告(卸売・小売業)平成16年」平成18年1月 東京都総務局

6.1.3 交通

(1) 鉄道

計画地周辺の鉄道網は、図 6.1-1 に示すとおりである。

計画地周辺にはJR総武線、つくばエクスプレス、東武伊勢崎線・亀戸線、京成押上線、東京メトロ半蔵門線・銀座線・日比谷線、都営浅草線・大江戸線・新宿線等が通っており、東武伊勢崎線と東京メトロ半蔵門線、京成押上線と都営浅草線はそれぞれ相互直通運転を行っている。

「東京都統計年鑑」によると、計画地周辺の主な駅における平成12～16年度の年間乗車人員は、表 6.1-4 に示すとおりである。

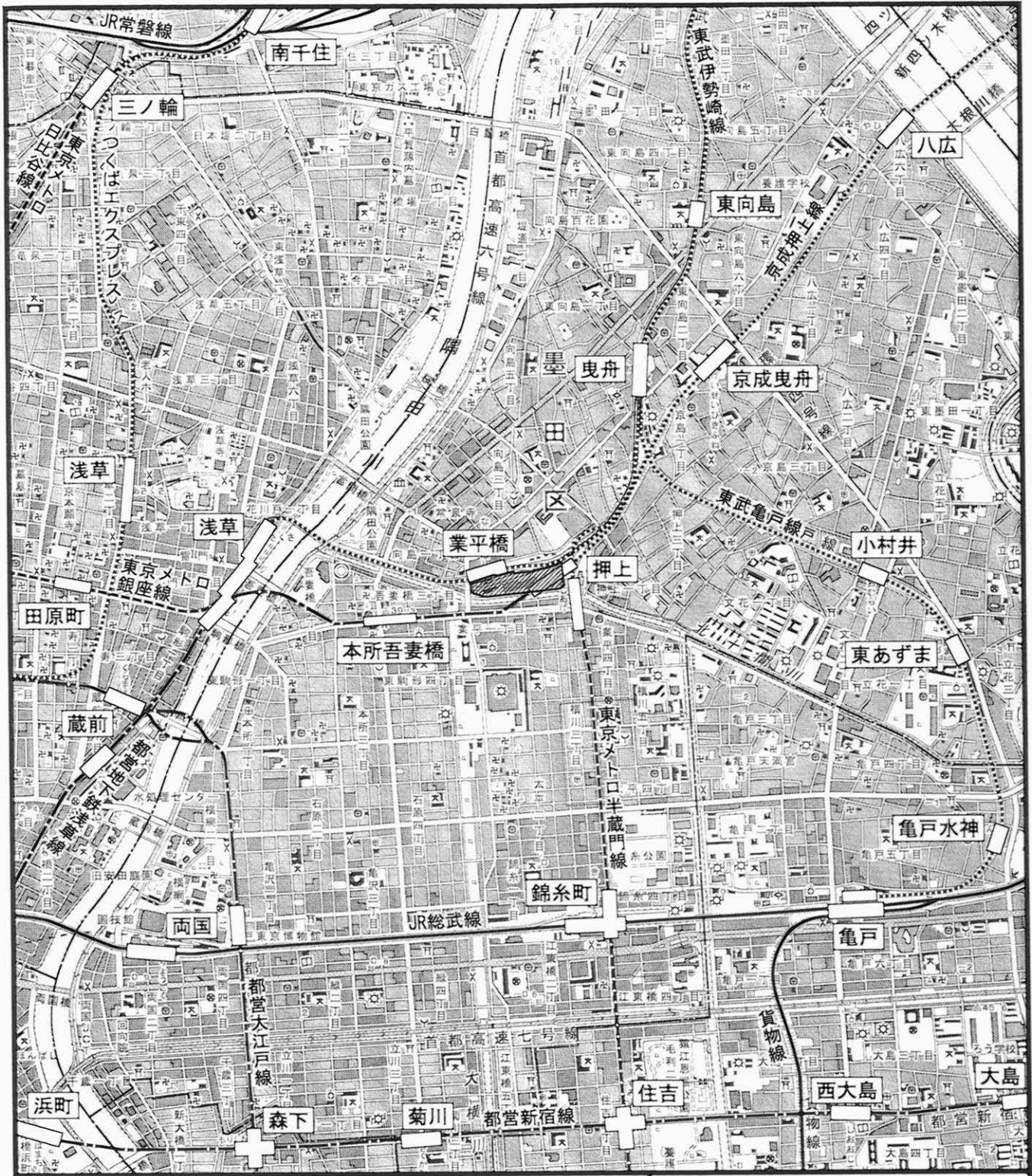
計画地の西側に位置する東武伊勢崎線業平橋駅の乗車人員は平成14～15年度にかけて急激に増加し、その後も増加傾向を示している。東側に位置する京成押上線の押上駅は年間約3,000万人程度で増加傾向を、東京メトロ半蔵門線の押上駅は本格開業した平成15年度は約1,100万人、平成16年度は約1,300万人と増加傾向を示している。

表 6.1-4 鉄道等年間乗車人員

単位:千人

会社	路線名	駅名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
JR	常磐線	南千住駅	4,326	4,375	4,472	4,566	4,848
		両国駅	14,926	14,274	14,263	14,210	14,070
	総武線	錦糸町駅	31,263	30,837	31,777	32,550	32,588
		亀戸駅	20,657	20,566	20,440	19,939	19,779
京成電鉄	押上線	押上駅	29,129	29,608	29,495	30,708	31,008
		京成曳舟駅	3,389	3,439	3,419	3,391	3,297
		八広駅	1,410	1,416	1,434	1,505	1,543
東武鉄道	伊勢崎線	浅草駅	15,747	15,263	14,517	13,260	12,554
		業平橋駅	2,253	2,194	2,247	7,764	9,127
		曳舟駅	2,063	1,954	1,944	1,919	1,969
		東向島駅	2,745	2,706	2,704	2,754	2,714
		曳舟駅	1,060	1,102	1,073	957	917
	亀戸線	小村井駅	1,612	1,591	1,548	1,560	1,618
		東あずま駅	1,380	1,360	1,317	1,309	1,291
		亀戸水神駅	553	556	538	540	531
		亀戸駅	6,036	5,883	5,729	5,086	4,982
東京メトロ	銀座線	田原町駅	4,701	4,608	4,601	4,537	4,592
		浅草駅	17,477	17,266	16,865	16,293	15,995
	日比谷線	南千住駅	3,008	3,122	3,195	3,295	3,508
		三ノ輪駅	5,971	5,997	6,026	6,056	6,017
	半蔵門線	住吉駅	-	-	117	4,155	5,005
		錦糸町駅	-	-	264	8,382	9,956
都営地下鉄	浅草線	蔵前駅	3,383	4,666	3,402	3,440	3,328
		浅草駅	8,432	8,242	8,173	8,112	7,867
		本所吾妻橋駅	2,814	2,857	2,845	2,741	2,748
		押上駅	33,687	34,202	34,293	32,125	31,390
	新宿線	浜町駅	3,522	3,546	3,559	3,556	3,488
		森下駅	3,921	2,821	2,770	2,728	2,732
		菊川駅	4,343	4,306	4,384	3,970	3,784
		住吉駅	3,786	3,924	4,042	5,110	5,348
		西大島駅	4,077	4,122	4,113	4,016	3,927
		大島駅	5,123	5,151	5,185	5,236	5,187
	大江戸線	蔵前駅	367	1,495	1,642	1,749	2,006
		両国駅	827	3,432	3,810	3,904	3,982
		森下駅	404	1,573	1,655	1,644	1,710

出典:「東京都統計年鑑」平成14～18年 東京都総務局



凡例

-  計画地
-  区界
-  J R
-  東京メトロ
-  都営地下鉄
-  私鉄



Scale 1:25,000

0 250 500 1,000m

図 6.1-1 鉄道路線網

(2) 道 路

計画地周辺の道路網は図 6.1-2 に示すとおりである。

計画地周辺の主要な道路としては、計画地の南側を本郷亀戸線(浅草通り)が東西方向に、西側を環状 3 号線(三ツ目通り)が、東側を深川吾妻町線(四ツ目通り)が、それぞれ南北方向に通っている。

「平成 17 年度道路交通センサス」による交通量調査地点は図 6.1-2 に、交通量調査結果は表 6.1-5(1)、(2)に示すとおりである。浅草通りの平日 24 時間交通量は台東区蔵前で約 29,000 台/24 時間、江東区亀戸で約 21,000 台/24 時間であり、三ツ目通りでは約 36,000 台/24 時間、四ツ目通りで約 30,000 台/24 時間となっている。高速道路の 12 時間交通量を除いて、平日交通量が休日交通量よりも多くなっている。

表 6.1-5(1) 道路交通量の状況(1)

地点番号	道路名称	観測地点名	24 時間交通量 (台/24 時間)	12 時間交通量 (台/12 時間)	平日 12 時間 大型車混入率(%)
1	高速 6 号向島線	墨田区両国 1-12	76,865 (65,679)	43,978 (40,616)	31.8
2	高速 7 号小松川線	墨田区千歳 3-18	56,669 (50,218)	30,613 (31,454)	19.6
3	一般国道 6 号 (水戸街道)	台東区浅草橋 2-29	42,027 (23,129)	28,079 (16,870)	11.5
4		墨田区向島 2-19	44,285 (34,721)	28,208 (23,633)	15.2
5		墨田区東向島 5-1	45,584 (37,786)	29,752 (25,417)	16.4
6	一般国道 14 号 (京葉道路)	墨田区緑 4-23	42,648 (34,224)	27,140 (22,537)	18.9
7		江東区亀戸 6-56	50,850 (48,445)	34,181 (33,424)	15.8
8	東京市川線 (新大橋通り)	江東区住吉 2-28	25,370 (21,189)	16,470 (13,849)	12.0
9	王子千住南砂町線 (明治通り)	墨田区堤通 1-19	37,165 (26,189)	26,542 (18,051)	14.0
10		江東区亀戸 3-62	19,415 (13,781)	12,607 (9,007)	12.0
11	言問大谷田線	台東区浅草 7-4	15,426 (12,141)	10,017 (7,935)	14.2
12	御徒町小岩線 (蔵前橋通り)	台東区蔵前 2-1	44,991 (26,925)	29,215 (17,598)	11.6
13		墨田区太平 1-17	35,511 (26,074)	23,059 (17,042)	12.4
14	環状 3 号線 (三ツ目通り)	墨田区吾妻橋 2-14	35,520 (24,552)	23,065 (16,047)	21.4
15	本郷亀戸線 (浅草通り)	台東区蔵前 2-18	29,404 (13,863)	19,473 (9,367)	12.5
16		江東区亀戸 3-38	21,357 (12,259)	14,144 (8,283)	14.4
17	吾妻橋伊興町線 (墨堤通り)	墨田区墨田 1-3	31,625 (21,052)	20,944 (14,224)	16.5

注)地点番号は、図 6.1-2 の図中の番号に対応する。

交通量は平日交通量および()内に休日交通量を示す。

出典：「平成 17 年度全国道路交通情勢調査(道路交通センサス)一般交通量調査」平成 18 年 3 月 国土交通省道路局

表 6.1-5(2) 道路交通量の状況(2)

地点 番号	道路名称	観測地点名	24 時間交通量 (台/24 時間)	12 時間交通量 (台/12 時間)	平日 12 時間 大型車混入率(%)
18	蔵前三ノ輪線 (国際通り)	台東区西浅草 1-7	27,470 (16,492)	18,192 (11,143)	11.4
19	上野月島線 (清澄通り)	墨田区亀沢 1-23	24,769 (16,043)	16,403 (10,840)	15.1
20	深川吾嬬町線 (四ツ目通り)	墨田区錦糸 3-8	30,356 (24,473)	20,103 (16,536)	14.1

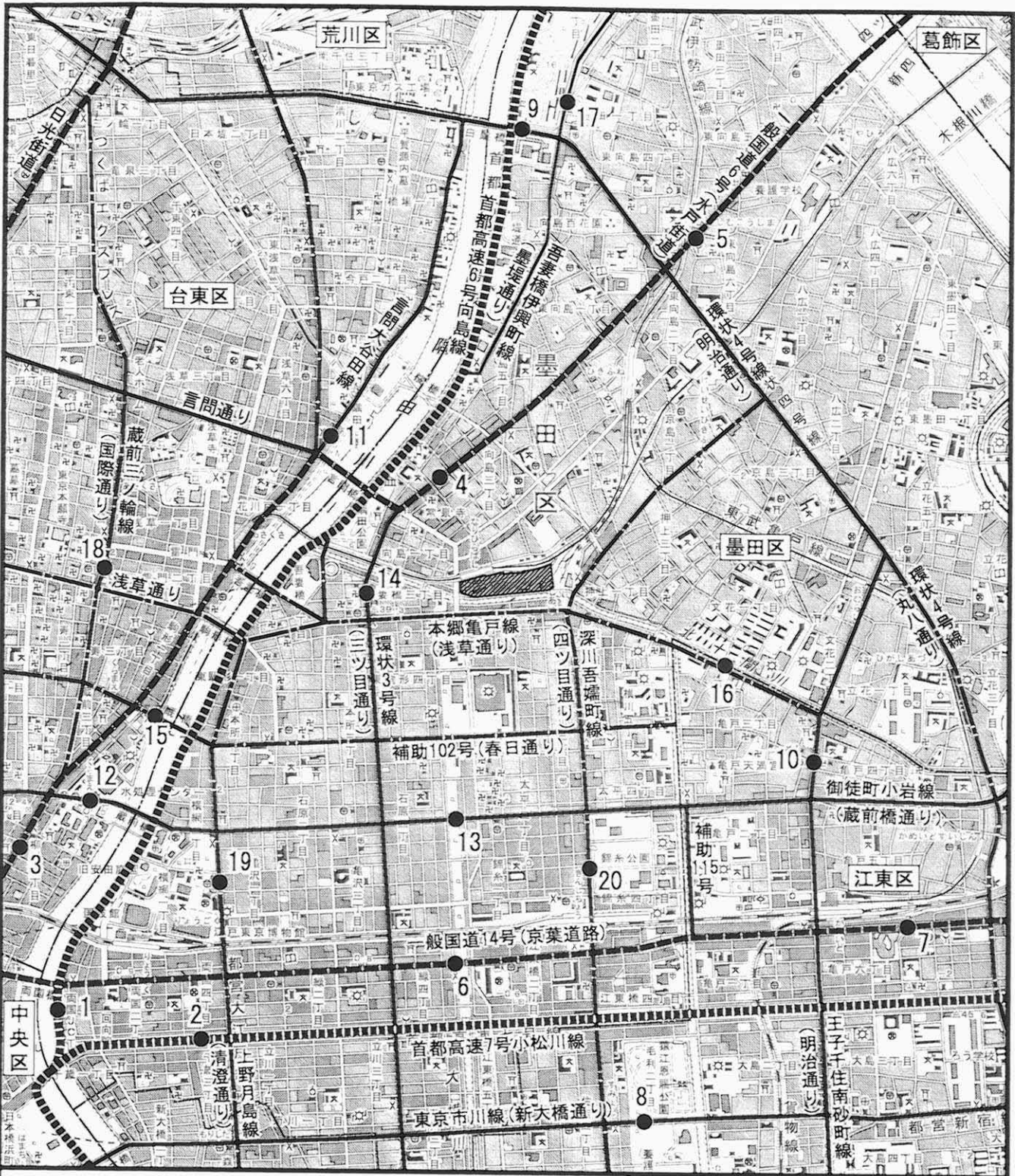
注)地点番号は、図 6.1-2 の図中の番号に対応する。

交通量は平日交通量および()内に休日交通量を示す。






出典：「平成 17 年度全国道路交通情勢調査(道路交通センサス)一般交通量調査」平成 18 年 3 月 国土交通省道路局

(3) バス

墨田区及び台東区、江東区には都営バスの路線が縦横に巡っており、計画地付近のバス停としては、業平橋、押上がある。また、京成バスにおいても、浅草から墨田区内を通り、堀切菖蒲園へ至るルートで運行している。



凡例

-  計画地
-  区界
-  首都高速道路
-  一般国道
-  主要地方道
-  一般都道
-  調査地点 (1~20)



Scale 1:25,000



図 6.1-2
主要道路網及び交通量調査地点

注) 図中の調査地点番号は表 6.1-5 の地点番号に対応する。

6.1.4 土地利用

(1) 土地利用の状況

墨田区、台東区及び江東区における平成16年度の地目別土地利用面積は表6.1-6、計画地周辺の建物用途別の土地利用現況図は図6.1-3に示すとおりである。

墨田区と江東区は住宅地が最も土地面積が多く、次いで工業地が多い。台東区は、商業地が最も多く、次いで住宅地が多い。

表 6.1-6 地目別土地利用面積

単位:ha

区名	宅地			田	畑	山林 原野 池沼	雑種地	その他	総計
	商業地	工業地	住宅地						
墨田区	41.64	131.54	511.61	—	—	—	27.21	0.24	712.24
台東区	252.60	—	199.27	—	—	—	26.26	0.14	478.27
江東区	29.25	496.66	951.37	—	—	5.45	63.84	0.38	1,546.95

出典:「東京都統計年鑑 平成16年」平成18年3月 東京都総務局




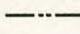









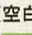

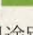
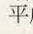


(2) 都市計画の状況

計画地及び周辺の「都市計画法」に基づく用途地域の指定状況は、図6.1-4に示すとおりである。

計画地は準工業地域(第2種特別工業地区)に指定されている。計画地周辺については、商業地域及び近隣商業地域に指定されている。



凡例

- | | | | | | |
|---|-----|---|-----------|---|------------|
|  | 計画地 |  | 官公庁施設 |  | 独立住宅 |
|  | 区界 |  | 教育文化施設 |  | 集合住宅 |
| | |  | 厚生医療施設 |  | 専用工場 |
| | |  | 供給処理施設 |  | 住居併用工場 |
| | |  | 事務所建築物 |  | 倉庫運輸関係施設 |
| | |  | 専用商業施設 |  | 屋外利用地・仮設建物 |
| | |  | 住商併用施設 |  | 公園・運動場等 |
| | |  | 宿泊・遊興施設 | (空白) | 鉄道・港湾等 |
| | |  | スポーツ・興行施設 |  | 農業漁業施設 |

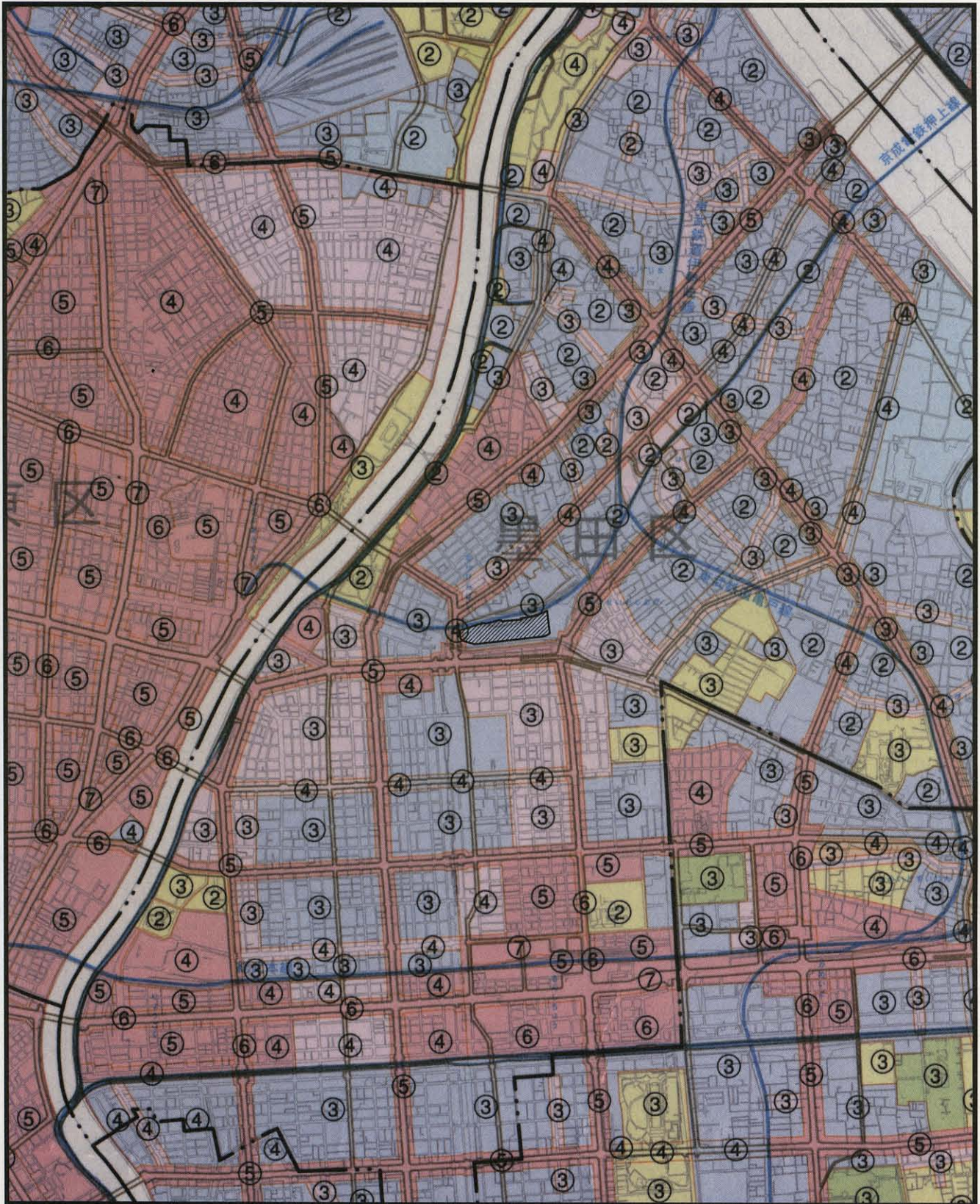


Scale 1:25,000



出典：「東京都土地利用現況図(建物用途別・区部)」(平成13年現在)
平成15年 東京都都市計画局

图 6.1-3 土地利用現況図



凡例



計画地

□内数字は容積率を示す。

①~⑤ : 100%~1300%

⑬ : 150%

⑭~⑯ : 50%~80%



区界

表示	凡例
→←	部 界
—	区 市 町 境
—	市街化区域/市街化調整区域界
—	都市計画道路(位置)
—	鉄道(位置、路線名、駅名)
—	高 速 道 路

[Blue box]	第1種低層住居専用地域
[Light blue box]	第2種低層住居専用地域
[Green box]	第1種中高層住居専用地域
[Light green box]	第2種中高層住居専用地域
[Yellow box]	第1種住居地域
[Orange box]	第2種住居地域
[Red box]	準住居地域
[Pink box]	近隣商業地域
[Light red box]	商業地域
[Light blue box]	準工業地域
[Blue box]	工業地域
[Dark blue box]	工業専用地域



Scale 1:25,000

0 250 500 1,000m

图 6.1-4 用途地域図

(3) 公共公益施設等の分布状況

計画地周辺の保育園、教育施設、病院、福祉施設及び公園は表 6.1-7(1)、(2)に、その位置は図 6.1-5、6 に示すとおりである。

計画地周辺には保育園及び幼稚園 13 施設、教育施設 14 校(小学校 7、中学校 3、高等学校 4)、病院 3 施設、福祉施設 2 施設、公園 29 施設の計 61 施設が存在する。

表 6.1-7(1) 計画地周辺の学校、病院、福祉施設

種 別	地点 番号	名 称	所在地	
保育園	1	横川橋保育園	墨田区太平 1-27-13	
	2	押上保育園	墨田区押上 2-10-17	
	3	横川さくら保育園	墨田区横川 5-9-1	
	4	興望館保育園	墨田区京島 1-11-6	
	5	光の園保育園	墨田区東駒形 4-6-2	
	6	共愛館保育園	墨田区押上 3-53-6	
	7	杉の子学園保育所	墨田区東向島 2-18-8	
幼稚園	8	柳島幼稚園	墨田区横川 5-2-30	
	9	曳舟幼稚園	墨田区京島 1-28-2	
	10	本所白百合幼稚園	墨田区石原 4-37-2	
	11	ひなどり幼稚園	墨田区横川 2-20-3	
	12	言問幼稚園	墨田区向島 5-4-4	
	13	あさひ幼稚園	墨田区文花 1-1-10	
教育施設	小学校	14	言問小学校	墨田区向島 5-40-14
		15	小梅小学校	墨田区向島 2-4-10
		16	柳島小学校	墨田区横川 5-2-30
		17	業平小学校	墨田区業平 2-4-8
		18	横川小学校	墨田区東駒形 4-18-4
		19	曳舟小学校	墨田区京島 1-28-2
		20	押上小学校	墨田区押上 3-46-17
	中学校	21	墨田中学校	墨田区向島 4-25-22
		22	本所中学校	墨田区東駒形 3-1-10
		23	錦糸中学校	墨田区石原 4-33-14
	高等学校	24	本所高等学校	墨田区向島 3-37-25
		25	深川商業高等学校	墨田区横川 4-8-8
		26	台東商業高等学校	台東区今戸 1-8-13
27		立志舎高等学校	墨田区太平 2-9-6	
病 院	28	大岩病院	墨田区向島 4-22-3	
	29	社会福祉法人賛育会賛育会病院	墨田区太平 3-20-2	
	30	健生堂病院	墨田区押上 1-25-10	
福祉施設	特別養護 老人ホーム	31	なりひらホーム	墨田区業平 5-6-2
		32	東京清風園	墨田区太平 3-16-7

注) 地点番号は、図 6.1-5 の図中の番号に対応する。

出典: 墨田区ホームページ(http://www.city.sumida.lg.jp/sisetu_info/index.html)

台東区ホームページ(<http://www.city.taito.tokyo.jp/index/000014/index.html>)

江東区ホームページ(<http://www.city.koto.lg.jp/sisetsu/index.html>)

表 6.1-7(2) 計画地周辺の公園

種 別	地点 番号	名 称	所在地
公 園	1	横川公園	墨田区東駒形 4-18-21
	2	業平公園	墨田区業平 2-3-2
	3	押上公園	墨田区押上 1-47-8
	4	隅田川緑道公園	墨田区横網 1丁目・2丁目、 本所 1丁目、東駒形 1丁目、 吾妻橋 1丁目、堤通 1丁目 台東区今戸 1-1、浅草 7-1、 花川戸 1-1、花川戸 2-1
	5	ふじのき公園	墨田区東向島 2-7-5
	6	隅田公園	墨田区向島 1丁目・2丁目・5丁目
	7	京島西公園	墨田区京島 1-22-3
	8	横川東公園	墨田区横川 5-2-8
	9	曳舟さくら公園	墨田区京島 1-40-1
	10	横川さんかく公園	墨田区横川 5-9-31
	11	法恩寺橋児童遊園	墨田区石原 4-28-2
	12	もみじばし児童遊園	墨田区本所 4-8-6
	13	大横川親水公園	墨田区吾妻橋 3丁目、 業平 1丁目、東駒形 4丁目、 横川 1丁目、本所 4丁目、 太平 1丁目、石原 4丁目、 錦糸 1丁目、亀沢 4丁目、 江東橋 1丁目、緑 4丁目
	14	しいのき児童遊園	墨田区吾妻橋 3-9-4
	15	あかしや児童遊園	墨田区太平 4-23-3
	16	横川橋児童遊園	墨田区横川 1-1-1
	17	横川南児童遊園	墨田区横川 3-6-3
	18	横川北児童遊園	墨田区横川 3-12-13
	19	柳島児童遊園	墨田区横川 5-10-13
	20	くるみ児童遊園	墨田区業平 5-1-1
	21	小梅児童遊園	墨田区向島 1-33-3
	22	さくらんぼ児童遊園	墨田区向島 5-38-7
	23	中之郷児童遊園	墨田区押上 2-12-1
	24	とらばし児童遊園	墨田区京島 1-21-9
	25	押上第一児童遊園	墨田区押上 3-48-1
	26	本四三ツ目児童遊園	墨田区本所 4-1-4
	27	請地児童遊園	墨田区向島 4-12-11
	28	横川一丁目こども広場	墨田区横川 1-18-11
	29	待乳山聖天公園	台東区浅草 7-4-9

注) 地点番号は、図 6.1-6 の図中の番号に対応する。






出典: 墨田区ホームページ(http://www.city.sumida.lg.jp/sisetu_info/index.html)

台東区ホームページ(<http://www.city.taito.tokyo.jp/index/000014/index.html>)

江東区ホームページ(<http://www.city.koto.lg.jp/sisetsu/index.html>)



凡例

-  計画地
-  区界
-  文教施設 (1~27)
-  医療施設 (28~30)
-  老人福祉施設 (31, 32)



Scale 1:10,000



図 6.1-5 公共施設の分布状況

注) 図中の番号は表 6.1-7(1)の地点番号に対応する。



凡例

-  計画地
-  区界
-  公園 (1~29)



Scale 1:10,000



図 6.1-6 公園位置図

注) 図中の番号は表 6.1-7(2)の地点番号に対応する。

6.1.5 水域利用

計画地周辺における河川の状況は、図 6.1-7 に示すとおりである。

計画地の位置する墨田区は、荒川水系の荒川と隅田川に挟まれた地域に位置しており、両河川を結ぶかたちで、旧中川、北十間川、堅川が、さらに南北方向に横十間川、大横川が流れている。これらの隅田川と荒川によって囲まれた河川は“江東内部河川”と呼ばれており、水門によって水位を一定に保たれている。

この江東内部河川では、古くから舟運が盛んで、今もカヌー等の手漕ぎボートや散策等で多くの人々が水辺を利用している。江東内部河川をより良好で安全な水辺空間とし、船の往来による賑わいのある河川とするために、船舶間の利用の調整や河川環境との調和等を図る必要があることから、東京都では、平成 17 年 10 月に船舶が江東内部河川を通航するに当たって守るべきルール等をまとめた「江東内部河川通航ガイド」を公表している。

また、大横川においては親水公園としての整備が行われている。

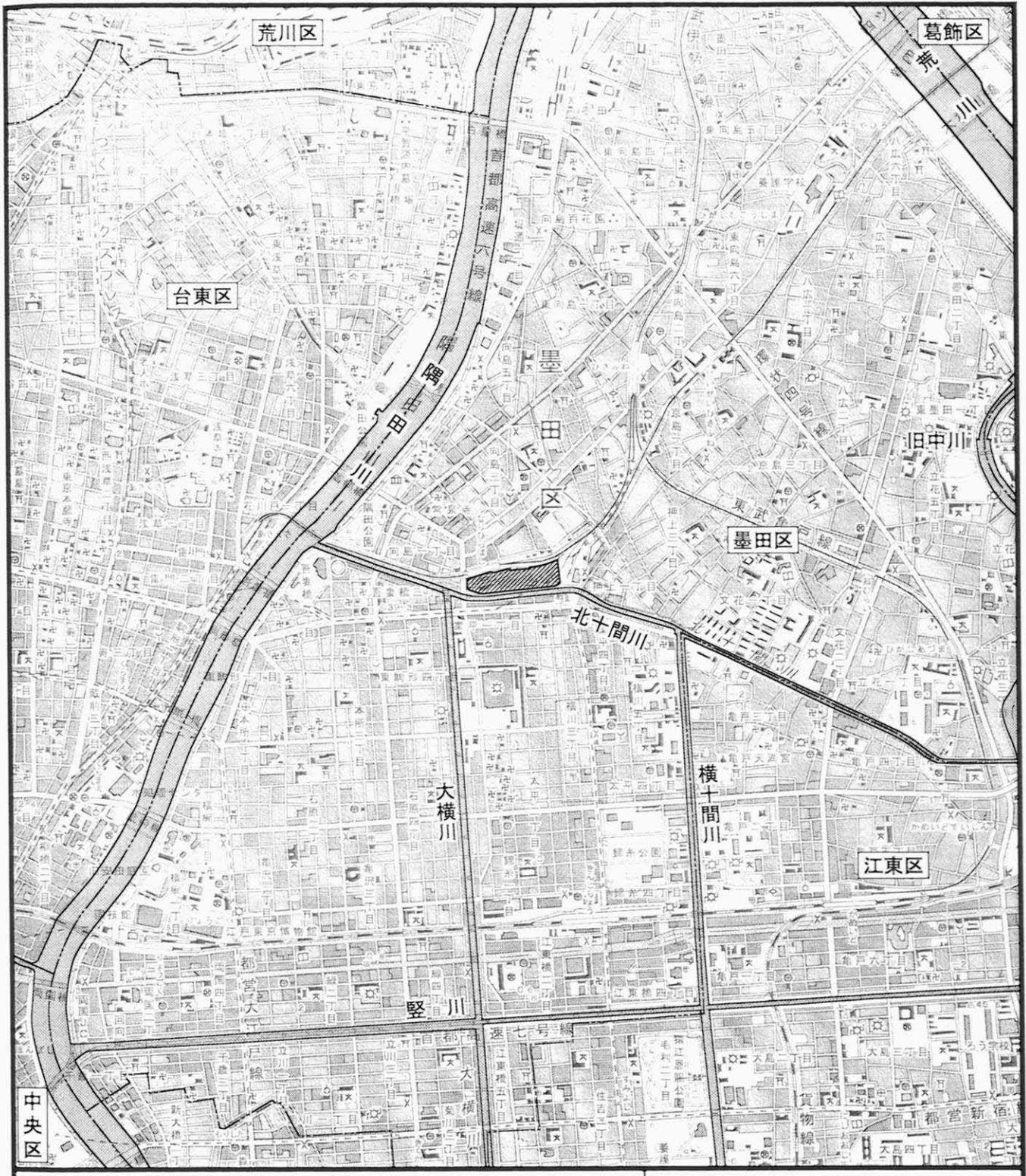
6.1.6 気象

平成 17 年の東京管区気象台における気象観測結果は、表 6.1-8 に示すとおりである。年平均気温は 16.2℃、年間降水量は 1,453mm となっている。風向・風速については、年平均風速は 3.5m/s、風向については、冬季は北北西の風が多く、夏季は南西の風が多くなっている。




表 6.1-8 気象の状況(平成 17 年)

項目 月	気温(℃)			降水量 (mm)	日照時間 (時間)	風速(m/s)		最多 風向
	最高	最低	平均			最大	平均	
1月	18.2	-0.8	6.1	77	200.0	11	3.8	NNW
2月	18.8	-0.2	6.2	44	148.9	12	3.9	NNW
3月	18.7	0.7	9.0	47	175.1	11	3.6	NW
4月	28.0	4.6	15.1	81	216.1	12	3.9	SW
5月	26.9	9.3	17.7	180	172.3	13	4.0	SW
6月	35.7	16.2	23.2	171	119.3	9	3.0	SW
7月	35.5	18.6	25.6	247	103.9	9	2.9	SW
8月	35.2	22.0	28.1	190	159.9	13	3.5	SW
9月	32.9	16.9	24.7	177	154.2	12	3.7	SW
10月	31.5	12.8	19.2	201	108.3	8	3.4	NNW
11月	23.8	5.3	13.3	35	194.6	9	3.0	NNW
12月	15.5	-0.7	6.4	3	212.4	11	3.4	NNW
合計	-	-	-	1,453	1,965.0	-	-	-
平均	-	-	16.2	-	-	-	3.5	-
最高	35.7	-	-	-	-	13.0	-	-
最低	-	-0.8	-	-	-	-	-	-

出典:「アメダス年報 2005年(平成17年)」 気象庁



凡 例

-  計画地
-  区 界
-  河 川



Scale 1:25,000



図 6.1-7
計画地周辺の河川の状況

6.1.7 関係法令の指定・規制等

対象事業に係る関係法令の指定・規制等は、表 6.1-9 に示すとおりである。

表 6.1-9 関係法令等

項目	法律・条例	制定年月日	法令番号
環境全般	環境基本法	H5. 11. 19	法律91
	東京都環境基本条例	H6. 7. 20	都条92
	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	H12. 12. 22	都条215
	すみだ環境基本条例	H17. 12. 9	墨条57
	江東区環境基本条例	H10. 12. 15	江条48
公害防止	大気汚染防止法	S43. 6. 10	法律97
	自動車から排出される窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	H4. 6. 3	法律70
	悪臭防止法	S46. 6. 1	法律91
	水質汚濁防止法	S45. 12. 25	法律138
	騒音規制法	S43. 6. 10	法律98
	振動規制法	S51. 6. 10	法律64
	土壌汚染対策法	H14. 5. 29	法律53
廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	S45. 12. 25	法律137
	循環型社会形成推進基本法	H12. 6. 2	法律110
	資源の有効な利用の促進に関する法律	H3. 4. 26	法律48
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	H12. 5. 31	法律104
	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	H7. 6. 16	法律112
	東京都廃棄物条例	H4. 6. 24	都条140
	墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例	H11. 12. 8	墨条38
	東京都台東区廃棄物の処理及び再利用に関する条例	H11. 12. 3	台条36
江東区清掃リサイクル条例	H11. 12. 16	江条34	
土地利用	都市計画法	S43. 6. 15	法律100
自然保護	東京における自然の保護と回復に関する条例	H12. 12. 22	都条216
	台東区みどりの条例	H4. 10. 1	台条39
	江東区みどりの条例	H11. 12. 16	江条36
地下水保全	東京都雨水浸透指針	H13. 7. 31	都告示981
	工業用水法	S31. 6. 11	法律146
	建築物用地下水の採取の規制に関する法律	S37. 5. 1	法律100
日影	建築基準法	S25. 5. 24	法律201
	東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例	S53. 7. 14	都条63
景観	景観法	H16. 6. 18	法律110
	東京都景観条例	H9. 12. 24	都条89
	墨田区まちづくり条例	H16. 6. 30	墨条21
	台東区景観まちづくり条例	H14. 10. 25	台条43
	江東区都市景観条例	H10. 12. 15	江条49
文化財	文化財保護法	S25. 5. 30	法律214
	東京都文化財保護条例	S51. 3. 31	都条25
	墨田区文化財保護条例	S57. 3. 31	墨条21
	台東区文化財保護条例	S62. 7. 1	台条18
	江東区文化財保護条例	S55. 10. 11	江条32
温暖化防止	地球温暖化対策の推進に関する法律	H10. 10. 9	法律117
その他	墨田区良好な建築物と市街地の形成に関する指導要綱	H18. 1	-
	大規模小売店舗立地法	H10. 6. 3	法律91
	温泉法	S23. 7. 10	法律125

6.1.8 環境保全措置に関する計画等

東京都、墨田区及び台東区が策定する環境保全に関する計画は、表 6.1-10(1)～(3)に示すとおりである。

表 6.1-10(1) 東京都の環境保全措置に関する計画等(1)

環境保全に関する計画	内 容
東京構想 2000 (平成 12 年 12 月)	<p>魅力と活力にあふれる「千客万来の世界都市・東京」として、「誰もが創造力を発揮できる東京」、「都民が安心して生活できる東京」、「先駆的なメッセージを発信できる東京」を目標に、おおむね 15 年間の期間を想定し、東京都が取り組むべき施策を総合的に明らかにしている。</p> <p>環境に関係する推進プランとしては「道路交通の円滑化」、「水と緑の骨格づくり」、「子どもを生み、健やかに育てやすい環境の整備」などが掲げられている。</p>
東京都環境基本計画 (平成 14 年 1 月)	<p>基本理念として「健康で安全な環境の確保と持続可能な社会への改革を、東京から実現する」ことを基本理念として掲げ、「健康で安全な環境の確保」、「都市と地球の持続可能性の確保」、「自然環境保全の再生」を分野別目標として設定し、各目標に施策方針を示している。</p>
東京地域公害防止計画 (平成 15 年 2 月)	<p>都民の健康と安全の確保に向けて、今後、一層、公害防止に関する諸施策に積極的に取り組んでいく必要をもって、第 7 次の公害防止計画が策定されている。また、重点的に取り組むべき「主要課題に係る施策」として以下のような項目を掲げている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 自動車公害をはじめとする大気汚染及び道路交通騒音 ② 河川の水質汚濁 ③ 東京湾の水質汚濁 ④ 市街地土壌汚染及び地下水汚染
緑の東京計画 (平成 12 年 12 月)	<p>21 世紀の東京を、環境と共生し、持続的発展が可能な都市とするために、緑の面から捉えた施策展開の道筋を総合的・体系的に示すものであり、おおむね 50 年後における東京の緑の望ましい将来像を見据えて、平成 13 年度から平成 27 年度までの 15 年間に取り組むべき緑づくりの目標と施策の方向などを明らかにしている。</p>
東京都水環境保全計画 (平成 10 年 3 月)	<p>都民の健康で安全な生活環境の確保及び都市と生態系とが調和し、豊かさやうるおい、やすらぎを実感できる水環境を創造するため、「生活都市東京構想」及び「東京都環境基本計画」に基づき、「東京都水辺環境保全計画」と「東京都地下水保全ガイドライン」を統合し、さらには循環、共生、参加などの新たな視点を加え策定されている。この計画は、生物多様性を確保し、かつて存在したような人と水環境とのかかわり方を再認識し、また新たな関係を改めてつくりだすことを目指し、「①水は循環する、②人と自然との共生を図る、③エコシッブ東京を実現する」の基本理念を掲げるとともに、「①水の流れを豊かにする、②水を清らかにする、③水辺の生きものと共にくらす」の目標を設定している。</p>
東京都廃棄物処理計画 (平成 14 年 1 月)	<p>「1 一般廃棄物の最終処分場の限界 2 建設廃棄物をはじめとする産業廃棄物の大量発生 3 不足する産業廃棄物の中間処理施設・最終処分場 4 後を絶たない不適正処理 5 有害廃棄物に係るリスクの拡大」といった緊急課題を解決し、循環型社会への変革を進めるため、5 つの目標を示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 発生抑制、リサイクルを推進し、最終処分量を削減する。 ② 環境への負荷が少なく、信頼性の高い中間処理、最終処分を推進する。 ③ 不法投棄などの不適正処理を撲滅する。 ④ 有害廃棄物の適正管理及び適正処理の体制を整備する。 ⑤ 都民、事業者、行政の役割分担を明確化し、それぞれの取組と相互の連携を強化する。

表 6.1-10(2) 東京都の環境保全に関する計画等(2)

環境保全に関する計画	内 容
<p>東京都自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画 (平成 16 年 3 月)</p>	<p>東京都は、都民の生命と健康を守るため、大気汚染の主要な発生源である自動車に対する排出ガス規制に取り組むとして、以下の目標と施策を示している。</p> <p>[目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 二酸化窒素に係る環境基準を平成 22 年度までにすべての測定局で達成することを目標とする。 ・ 浮遊粒子状物質に係る環境基準を平成 22 年度までにすべての測定局で達成することを目標とする。 <p>[施策]</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ディーゼル車の走行規制 ② 粒子状物質減少装置等による規制対応の促進 ③ 八都県市と連携した取組 ④ 低公害車の導入の義務づけ ⑤ 自動車環境管理計画書による環境負荷の軽減 ⑥ アイドリング・ストップの徹底 ⑦ 不正軽油の使用・販売の禁止 ⑧ 自動車販売事業者による環境情報の説明義務づけ ⑨ 低公害車の普及促進
<p>地球環境保全 東京アクションプラン (平成 10 年 5 月)</p>	<p>東京都環境基本計画に基づき、「東京都地球環境保全行動計画」と「東京都地球温暖化防止対策地域推進計画」を統合し策定されており、都民、事業者、行政の各主体がパートナーシップのもとに「循環型社会」を構築し、地球環境を保全していくための行動計画である。</p>
<p>景観づくり基本方針 (平成 10 年 12 月)</p>	<p>東京都環境基本計画に基づき景観づくりに関する施策を総合的かつ計画的に進めるための基本となる方針である。また、区市町村が地域特性を生かした景観づくり行動を行うときに、東京都全体の景観づくりと調和するための指針となっている。目標として次の3つを掲げている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 自然を生かす ② 歴史と文化を伝え生かす ③ 地域の個性や多様な魅力を育てる
<p>東京都建設リサイクル推進計画 (平成 15 年 5 月)</p>	<p>公共・民間の区別なく、都内で行われる様々な行為の一連の過程において、建設資源の循環利用等を促進することを目的としている。平成 22 年度を目標に、以下の項目について目標を定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設廃棄物の再資源化・縮減率 (発生量に対する再資源化、縮減及び再使用された量の比率) ・ 建設発生土の有効利用率 (土砂利用量に対する建設発生土利用量の比較) ・ 都内産木材の使用率

表 6.1-10(3) 墨田区及び台東区の環境保全に関する計画等

環境保全に関する計画	内 容
墨田区環境基本計画 (策定予定)	<p>「すみだ環境基本条例」(平成 18 年 4 月制定)の規定に基づき、平成 18 年度に、条例の理念を実現するために「環境の共創」に関する幅広く、かつ多岐にわたる施策を中長期的な視点から総合的、計画的に推進するため、「環境基本計画」の策定を予定している。</p>
台東区環境基本計画(後期改定版) (平成 18 年 3 月)	<p>平成 12 年 3 月策定の「台東区環境基本計画」の前期 5 年間の進捗状況と社会状況の変化を踏まえ、平成 17 年度から平成 21 年度までの後期 5 年間の計画として、3 つの基本理念</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「今ある環境資源を活かしながら、よりよい環境を創造し、次世代へ継承していきます」 ・「生活様式を見直し、地球環境に配慮した「環境都市」をめざします」 ・「地域を基盤に、区民・事業者・区が協働して計画の実現に取り組んでいきます」 <p>に基づき、以下の 5 つの基本目標を定めている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 緑や自然に親しめる、うるおいあるまちづくりを進めます ② 健康で快適な生活環境をつくります ③ ヒートアイランドを抑制し、良好な都市環境をめざします ④ 足元から地球温暖化対策に取り組みます ⑤ 区民・事業者・区が力を合わせて環境を守り育てます
墨田区緑の基本計画 (平成 7 年度)	<p>墨田区では、緑づくりの中心となる公園緑地の配置に関する計画と、公園緑地をはじめ、河川、道路、学校等の公共施設及び住宅地、工場、社寺等の民間施設の緑づくりの推進に関する計画で構成する「墨田区緑の基本計画」を策定し、以下の 5 つの目標を定めている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 緑被率を 50%増やし、樹木緑被率を 2 倍にしてオープンスペースを倍増する ② 樹木や花の量を増やし、親しみやすい緑化を推進する ③ 樹木や草地、水辺の自然を保全・回復して動植物との共生を図る ④ 緑と花と水のネットワークづくりを推進する ⑤ 緑化推進のための意識啓発を行い、情報を収集し整備する
台東区緑の基本計画 (平成 15 年度)	<p>台東区には、歴史ある寺社や文化財が多く、樹林等と一体となって個性ある都市環境を形成している。また、東京の中では下町と呼ばれるエリアで、住宅や店舗が集まる街並みに区民の手による地先の緑が彩りを添えている。このような特色ある緑を活かし、緑豊かな台東区を次代に伝え、守り育てるといふ思いの実現に向けて、5 つの基本方針を定めている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 緑で台東区の環境を改善していく ② 緑の「ほっとスペース」をつくる ③ 緑で安全のネットワークをつくる ④ 緑の名所を守っていく ⑤ 区民の手による緑のまちづくりを支援する

6.2 環境項目

6.2.1 大気汚染

計画地周辺には一般環境大気測定局が3局、自動車排出ガス測定局が1局設置されている。各測定局の位置は図6.2-1、平成16年度調査結果は表6.2-1(1)～(2)、平成12～16年度の年平均値の経年変化は表6.2-2に示すとおりである。

平成16年度の調査結果によると、二酸化窒素については、自動車排出ガス測定局の明治通り大関横丁と墨田区の大気汚染常時監視測定局1地点(庁舎分室)において環境基準値を上回っている。浮遊粒子状物質については、すべての測定局で環境基準を達成している。

表6.2-1(1) 平成16年度 大気汚染調査結果(二酸化窒素)

単位:ppm

調査地点			年 平均値	日平均値の 年間98%値	環境基準 達成状況	環境基準
番号	区分	名称				
1	一般	東京都 江東区大島	0.027	0.052	○	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
2	自排		明治通り大関横丁	0.039	0.064	
3	一般	墨田区 庁舎分室	0.034	0.061	×	
4			家庭センター	0.034	0.060	

表6.2-1(2) 平成16年度 大気汚染調査結果(浮遊粒子状物質)

単位:mg/m³

調査地点			年 平均値	日平均値の 2%除外値	環境基準 達成状況	環境基準
番号	区分	名称				
1	一般	東京都 江東区大島	0.027	0.060	○	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
2	自排		明治通り大関横丁	0.032	0.065	
3	一般	墨田区 庁舎分室	0.033	0.078	○	
4			家庭センター	0.029	0.065	

注1) 区分の表記は下記を示す。

一般:一般環境大気測定局 自排:自動車排出ガス測定局

2) 環境基準の達成状況は長期的評価による(○:達成 ×:非達成)。但し、一日平均値が環境基準を超える日が2日以上続く場合は非達成となる。

3) 地点番号は、図6.2-1の図中の番号に対応する。

出典:「平成16年度 大気汚染常時測定結果まとめ」平成17年12月 東京都環境局

「平成17年版 すみだの環境(平成16年度の実績)」平成17年10月 墨田区地域振興部

表 6.2-2 大気汚染の経年変化(年平均値)

項目	調査地点			平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	
	番号	区分	名称						
二酸化窒素 (NO ₂) (ppm)	1	一般	東京都	江東区大島	0.031	0.031	0.030	0.028	0.027
	2	自排		明治通り大関横丁	0.038	0.039	0.039	0.042	0.039
	3	一般	墨田区	庁舎分室	0.037	0.037	0.036	0.035	0.034
	4			家庭センター	0.036	0.038	0.036	0.035	0.034
浮遊粒子状 物質(SPM) (mg/m ³)	1	一般	東京都	江東区大島	0.036	0.033	0.031	0.028	0.027
	2	自排		明治通り大関横丁	0.048	0.046	0.039	0.037	0.032
	3	一般	墨田区	庁舎分室	0.049	0.043	0.042	0.035	0.033
	4			家庭センター	0.041	0.040	0.036	0.035	0.029

注 1) 区分の表記は下記を示す。

一般: 一般環境大気測定局 自排: 自動車排出ガス測定局

2) 地点番号は、図 6.2-1 の図中の番号に対応する。

出典: 「大気汚染常時測定局測定結果報告 平成 16 年度年報」 平成 17 年 9 月 東京都環境局
「平成 17 年版 すみだの環境(平成 16 年度の実績)」 平成 17 年 10 月 墨田区地域振興部

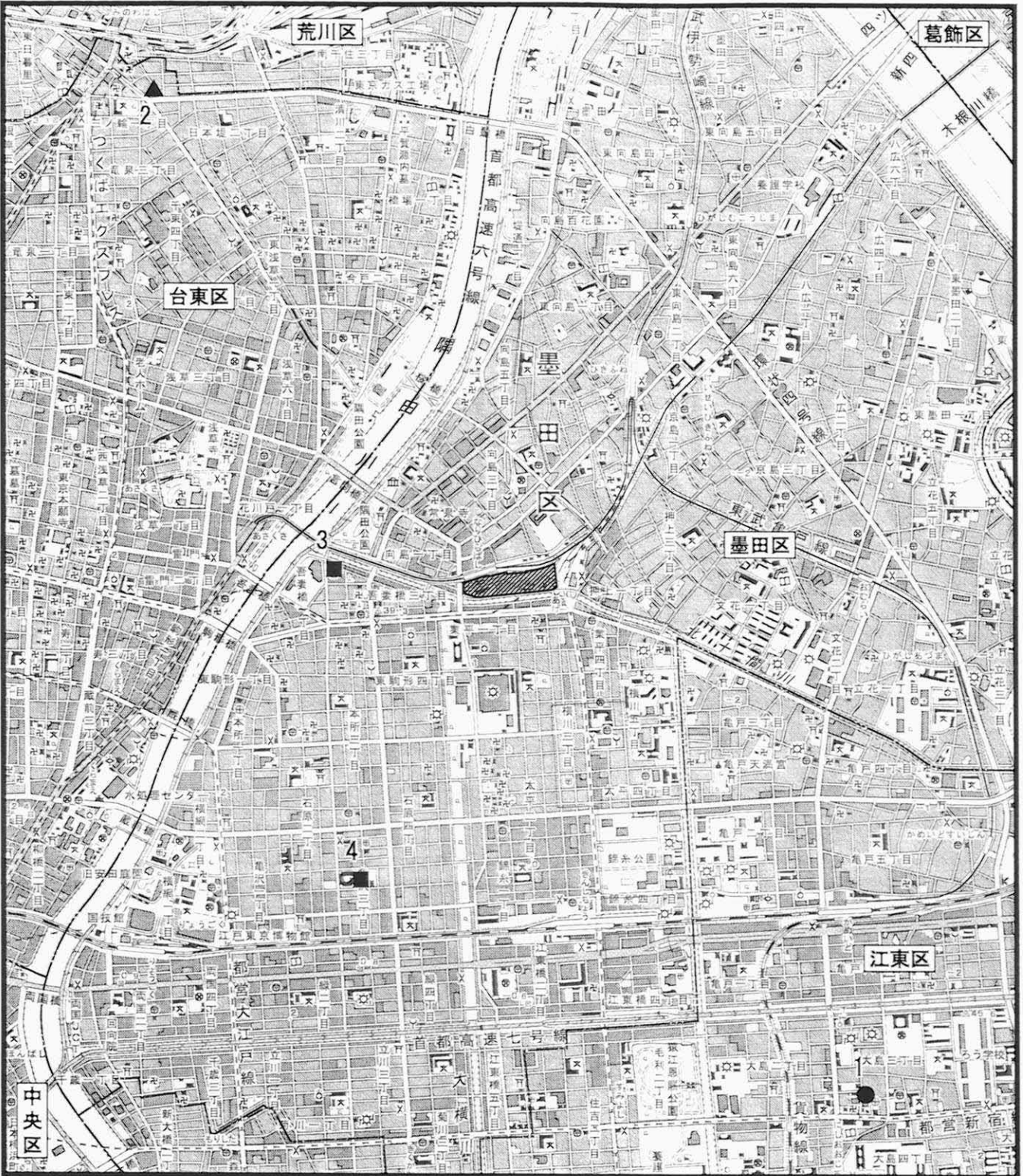
6.2.2 悪臭

墨田区、台東区及び江東区における平成 16 年度の公害苦情・陳情受付件数は、表 6.2-3 に示すとおりであり、そのうち悪臭に係る受付件数は、墨田区で 30 件、台東区で 29 件、江東区で 35 件である。






表 6.2-3 平成 16 年度公害苦情・陳情受付件数

区名	公害苦情・陳情受付件数	悪臭に係る件数
墨田区	251	30
台東区	161	29
江東区	237	35

出典: 東京都環境局ホームページ(<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/>)
区市町村別公害の種類別の受付件数(16年度)



凡例

-  計画地
-  区界
-  一般環境大気測定局 (1)
-  自動車排出ガス測定局 (2)
-  墨田区・江東区測定地点 (3, 4)



Scale 1:25,000



図 6.2-1
大気汚染常時監視測定局位置図

注) 図中の番号は表 6.2-1、2 の地点番号に対応する。

6.2.3 騒音・振動

(1) 騒音

計画地周辺の主要な道路における道路交通騒音の調査地点は図 6.2-2、調査結果は表 6.2-4(1)、(2)に示すとおりである。

各調査地点における道路交通の騒音レベル(L_{Aeq})を環境基準と比較すると、昼間で 30 地点中 14 地点、夜間では 30 地点中 5 地点において基準値を下回っている。

表 6.2-4(1) 道路交通騒音調査結果(平成 16 年度) (1)

調査地点	調査実施機関	道路名	住所	車線数	地域類型	等価騒音レベル(L_{Aeq}) (dB)			
						調査結果		環境基準	
						昼間	夜間	昼間	夜間
1	東京都	蔵前三ノ輪線 (国際通り)	台東区西浅草 3-27-22	6	C	69 (○)	67 (×)	70	65
2	東京都	言問大谷田線	台東区今戸 1-1	1	B	64 (×)	58 (×)	55	45
3	東京都	一般国道 6 号 (水戸街道)	台東区駒形 1-4-15	4	C	71 (×)	71 (×)	70	65
4	東京都	一般国道 6 号 (水戸街道)	台東区浅草橋 3-20-18	6	C	68 (○)	66 (×)	70	65
5	東京都	一般国道 6 号 (水戸街道)	墨田区東向島 1-28	4	C	73 (×)	73 (×)	70	65
6	東京都	環状 3 号線 (三ツ目通り)	墨田区本所 4-1	4	C	74 (×)	72 (×)	70	65
7	東京都	王子千住南砂町線 (明治通り)	墨田区東向島 6-6	4	C	70 (○)	68 (×)	70	65
8	東京都	一般国道 6 号 (水戸街道)	墨田区墨田 4-61	4	C	71 (×)	69 (×)	70	65
9	東京都	一般国道 14 号 (京葉道路)	墨田区江東橋 1-7	4	C	73 (×)	70 (×)	70	65
10	東京都	王子千住南砂町線 (明治通り)	墨田区東向島 3-18	4	C	69 (○)	63 (○)	70	65
11	東京都	御徒町小岩線 (蔵前橋通り)	墨田区横網 2-3	4	B	74 (×)	68 (×)	70	65
12	東京都	御徒町小岩線 (蔵前橋通り)	墨田区石原 3-14	4	C	71 (×)	69 (×)	70	65
13	東京都	環状 3 号線 (三ツ目通り)	墨田区菊川 3-16	4	C	72 (×)	68 (×)	70	65
14	東京都	一般国道 14 号 (京葉道路)	墨田区緑 2-14	4	C	71 (×)	67 (×)	70	65
15	東京都	上野月島線 (清澄通り)	墨田区横網 2-3	4	B	64 (○)	57 (○)	70	65
16	東京都	御徒町小岩線 (蔵前橋通り)	墨田区太平 1-1	4	C	70 (○)	65 (○)	70	65
17	東京都	本郷亀戸線 (浅草通り)	墨田区東駒形 4-15	6	C	63 (○)	58 (○)	70	65
18	東京都	吾妻橋伊興町線 (墨堤通り)	墨田区堤通 1-18	4	C	70 (○)	66 (×)	70	65
19	東京都	吾妻橋伊興町線 (墨堤通り)	墨田区堤通 2-6	4	B	69 (○)	68 (×)	70	65
20	東京都	特別区道 墨 119	墨田区八広 5-7	2	C	72 (×)	69 (×)	70	65

表 6.2-4(2) 道路交通騒音調査結果(平成16年度)(2)

調査地点	調査実施機関	道路名	住所	車線数	地域類型	等価騒音レベル(L _{Aeq})(dB)			
						調査結果		環境基準	
						昼間	夜間	昼間	夜間
21	東京都	特別区道 墨 120	墨田区八広 4-12	2	C	61 (○)	51 (○)	70	65
22	東京都	特別区道 墨 121	墨田区八広 6-53	2	C	72 (×)	68 (×)	70	65
23	東京都	上野月島線 (清澄通り)	墨田区両国 4-17	4	C	69 (○)	67 (×)	70	65
24	東京都	深川吾嬬町線 (四ツ目通り)	墨田区横川 3-7	4	C	70 (○)	67 (×)	70	65
25	東京都	深川吾嬬町線 (四ツ目通り)	墨田区錦糸 4-15	4	B	73 (×)	70 (×)	70	65
26	東京都	東京市川線 (新大橋通り)	江東区大島 3-16-2	4	C	71 (×)	68 (×)	70	65
27	東京都	王子千住南砂町線 (明治通り)	江東区大島 3-4-5	4	C	71 (×)	70 (×)	70	65
28	東京都	環状4号線	江東区大島 6-7-8	6	B	70 (○)	68 (×)	70	65
29	東京都	御徒町小岩線 (蔵前橋通り)	江東区亀戸 4-14-5	6	B	74 (×)	72 (×)	70	65
30	東京都	東京市川線 (新大橋通り)	江東区住吉 2-28-36	4	B	70 (○)	68 (×)	70	65

注1) 昼夜の区分は次のとおり。 昼:6:00~22:00 夜:22:00~6:00

2) 地域類型の分類は次のとおり。

A: 専ら居住の用に供される地域

(第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域)

B: 主として居住の用に供される地域

(第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域)

C: 相当数の住居と合わせて商業、工業等の用に供される地域

(近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域)

3) 環境基準は、幹線道路を担う道路に近接する空間における特例値

4) ()内は、道路交通騒音に係る環境基準の達成状況。 ○:達成 ×:非達成

5) 地点番号は、図 6.2-2 の図中の番号に対応する。

出典:「平成16年度 道路交通騒音振動調査報告書」平成18年2月 東京都環境局

(2) 振 動

計画地周辺の主要な道路における道路交通振動の調査地点は図 6.2-2、調査結果は表 6.2-5 に示すとおりである。

道路交通の振動レベル(L_{10})の調査結果は、すべての地点において、昼間、夜間ともに、道路交通振動に係る要請限度値を下回っている。

表 6.2-5 道路交通振動調査結果(平成16年度)

調査地点	調査実施機関	道路名	住所	車線数	区域区分	振動レベル(L ₁₀) (dB)			
						調査結果		要請限度	
						昼間	夜間	昼間	夜間
1	東京都	蔵前三ノ輪線 (国際通り)	台東区西浅草 3-27-22	6	2	45 (○)	40 (○)	70	65
2	東京都	言問大谷田線	台東区今戸 1-1	1	1	35 (○)	33 (○)	65	60
3	東京都	一般国道6号 (水戸街道)	台東区駒形 1-4-15	4	2	45 (○)	41 (○)	70	65
4	東京都	一般国道6号 (水戸街道)	台東区浅草橋 3-20-18	6	2	40 (○)	38 (○)	70	65
5	東京都	一般国道6号 (水戸街道)	墨田区東向島 1-28	4	2	52 (○)	50 (○)	70	65
6	東京都	環状3号線 (三ツ目通り)	墨田区本所 4-1	4	2	47 (○)	46 (○)	70	65
7	東京都	王子千住南砂町線 (明治通り)	墨田区東向島 6-6	4	2	44 (○)	41 (○)	70	65
9	東京都	一般国道14号 (京葉道路)	墨田区江東橋 1-7	4	2	45 (○)	44 (○)	70	65
11	東京都	御徒町小岩線 (蔵前橋通り)	墨田区横綱 2-3	4	1	47 (○)	44 (○)	65	60
19	東京都	吾妻橋伊興町線 (墨堤通り)	墨田区堤通 2-6	4	1	40 (○)	37 (○)	65	60
20	東京都	特別区道 墨 119	墨田区八広 5-7	2	2	39 (○)	36 (○)	70	65
23	東京都	特別区道 墨 121	墨田区八広 6-53	2	2	47 (○)	40 (○)	70	65
25	東京都	深川吾嬬町線 (四ツ目通り)	墨田区錦糸 4-15	4	1	42 (○)	36 (○)	65	60
26	東京都	東京市川線 (新大橋通り)	江東区大島 3-16-2	4	2	43 (○)	39 (○)	70	65
27	東京都	王子千住南砂町線 (明治通り)	江東区大島 3-4-5	4	2	44 (○)	42 (○)	70	65
28	東京都	環状4号線	江東区大島 6-7-8	6	1	41 (○)	36 (○)	65	60
29	東京都	御徒町小岩線 (蔵前橋通り)	江東区亀戸 4-14-5	6	1	48 (○)	44 (○)	65	60
30	東京都	東京市川線 (新大橋通り)	江東区住吉 2-28-36	4	1	43 (○)	38 (○)	65	60

注1) 昼夜の区分は下記のとおり。

第1種区域 昼間:8:00~19:00 夜間:19:00~8:00

第2種区域 昼間:8:00~20:00 夜間:20:00~8:00

2) 区域区分の分類は下記のとおり。

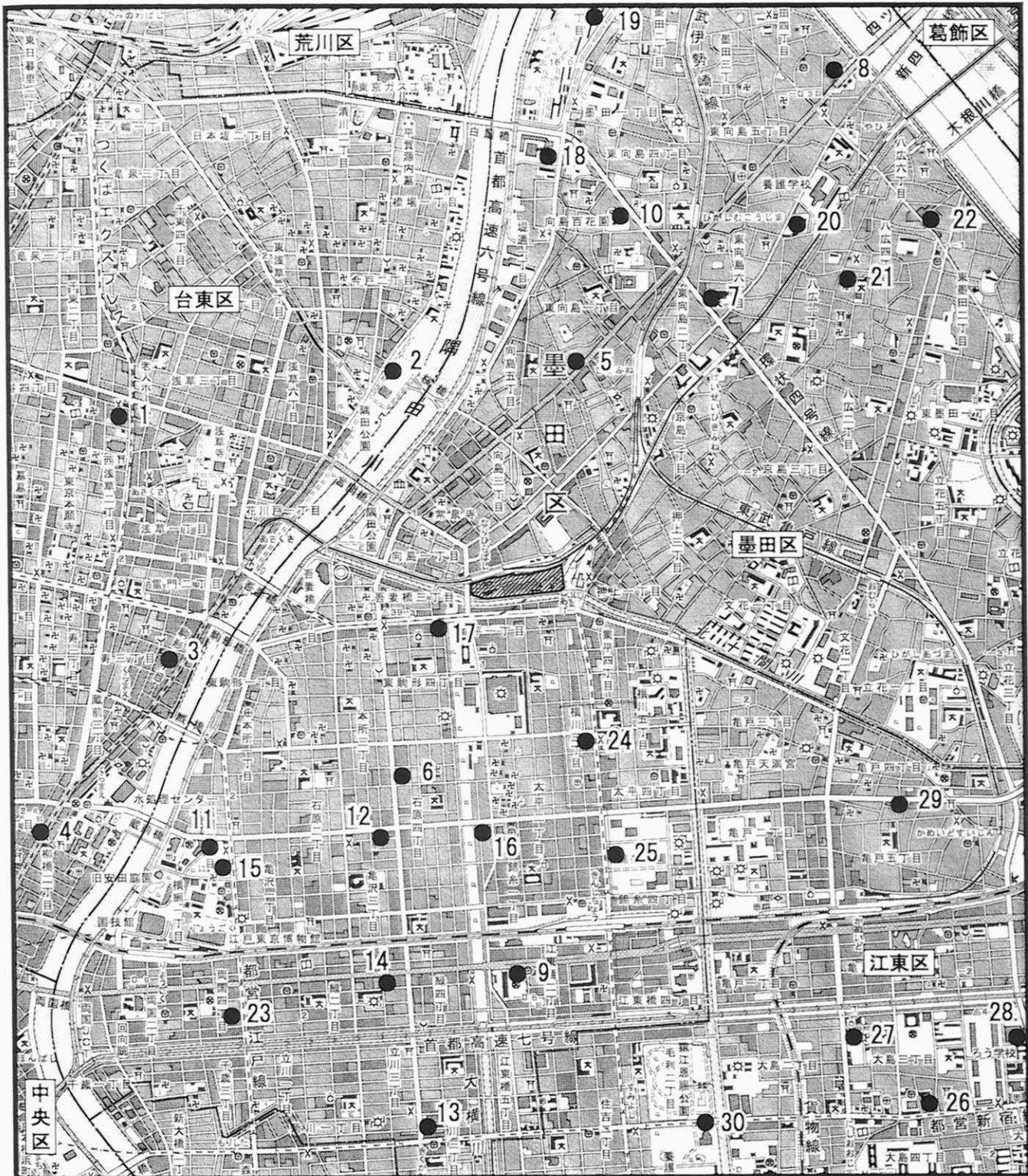
第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域(第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない区域)

第2種区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域(近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域)




3) ()内は、道路交通振動に係る要請限度の達成状況。○:達成 ×:非達成

4) 地点番号は、図 6.2-2 の図中の番号に対応する。

出典:「平成16年度 道路交通騒音振動調査報告書」平成18年2月 東京都環境局



凡例

-  計画地
-  区界
-  調査地点 (1~30)



Scale 1:25,000

0 250 500 1,000m



図 6.2-2

道路交通の騒音・
振動調査地点位置図

注) 図中の番号は表 6.2-4、5 の調査地点に対応する。

6.2.4 水質汚濁

計画地は荒川水系の流域に位置しており、西に隅田川、東に荒川、周辺には旧中川、横十間川、北十間川、竪川等の江東内部河川が存在している。計画地周辺における河川及び水質調査地点を図 6.2-3 に、平成 17 年度の水質測定結果を表 6.2-6 に示す。

pH、BOD、SS の測定結果は環境基準値に適合している。一方、DO については環境基準値に適合しない測定結果もみられる。

表 6.2-6 水質測定結果(平成 17 年度)

地点番号	名称	調査実施機関	河川名	pH (-)	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	SS (mg/L)
				年度平均値 (値の範囲)	年度平均値 (値の範囲)	年度平均値 (値の範囲)	年度平均値 (値の範囲)
1	白鬚橋	東京都	隅田川	7.4 (7.0~7.8)	4.5 (1.6~7.5)	2.6 (1.1~4.8)	9 (4~22)
2	吾妻橋	東京都		7.6 (7.3~8.0)	4.9 (1.8~9.3)	1.9 (1.1~2.8)	5 (2~7)
3	両国橋	東京都		7.4 (7.1~8.0)	4.9 (3.3~7.1)	2.1 (1.0~3.6)	6 (2~14)
		墨田区		7.2 (7.0~7.3)	5.2 (3.8~6.5)	1.2 (0.8~1.5)	7 (6~8)
4	桜橋	墨田区		7.2 (7.0~7.4)	4.5 (3.8~6.1)	1.8 (1.1~3.1)	7 (5~10)
5	中平井橋	東京都	旧中川	7.6 (7.2~8.0)	5.5 (2.8~7.9)	1.4 (0.7~2.5)	3 (1~12)
6	天神橋	東京都	横十間川	7.6 (7.1~8.0)	6.4 (4.7~9.0)	1.9 (1.0~3.9)	4 (1~9)
		墨田区		7.3 (7.1~7.5)	6.1 (4.7~8.0)	1.2 (0.6~1.8)	4 (3~5)
7	清水橋	江東区		7.1 (6.9~7.4)	5.1 (2.8~8.9)	1.5 (0.9~2.3)	3 (1~6)
8	京成橋	東京都	北十間川	7.5 (7.2~7.8)	5.9 (3.3~9.0)	1.5 (1.0~2.7)	3 (1~8)
		墨田区		7.1 (6.9~7.3)	5.3 (3.5~6.2)	2.2 (1.0~3.0)	4 (2~6)
9	境橋	江東区		7.3 (7.1~7.4)	4.3 (2.4~7.0)	1.4 (1.1~2.3)	5 (1~17)
10	二之橋	東京都	竪川	7.5 (7.2~7.7)	4.7 (2.6~7.1)	1.6 (0.8~2.9)	3 (1~7)
		墨田区		7.3 (7.1~7.4)	4.0 (3.5~4.7)	1.8 (<0.5~3.8)	2 (1~3)
11	木根川橋	墨田区	荒川	7.3 (7.1~7.5)	5.6 (4.1~7.9)	1.1 (0.5~1.5)	12 (5~21)
環境基準値 (C 類型)				6.5 以上 8.5 以下	5 以上	5 以下	50 以下

注 1) 隅田川、旧中川、横十間川、北十間川、竪川、荒川は全て河川の水域類型 C 類型に分類されている。

環境類型による利用目的の適応性は下記の通り。

A 類型：水道 2 級、水産 1 級、工業用水、農業用水、環境保全及び水浴

B 類型：水道 3 級、水産 2 級、工業用水、農業用水、環境保全

C 類型：水産 3 級、工業用水 1 級、農業用水、環境保全

2) 東京都の調査結果(地点 1~3、5、6、8、10)は毎月の調査の平均値、墨田区の調査結果(地点 3、4、6、8、10、11)は 5 月、9 月、11 月、2 月調査の平均値(地点 3 は 9 月、2 月のみ)、江東区の調査結果(地点 7、9)は 4、7、10、1 月調査の平均値である。

3) 地点番号は、図 6.2-3 の図中の番号に対応する。

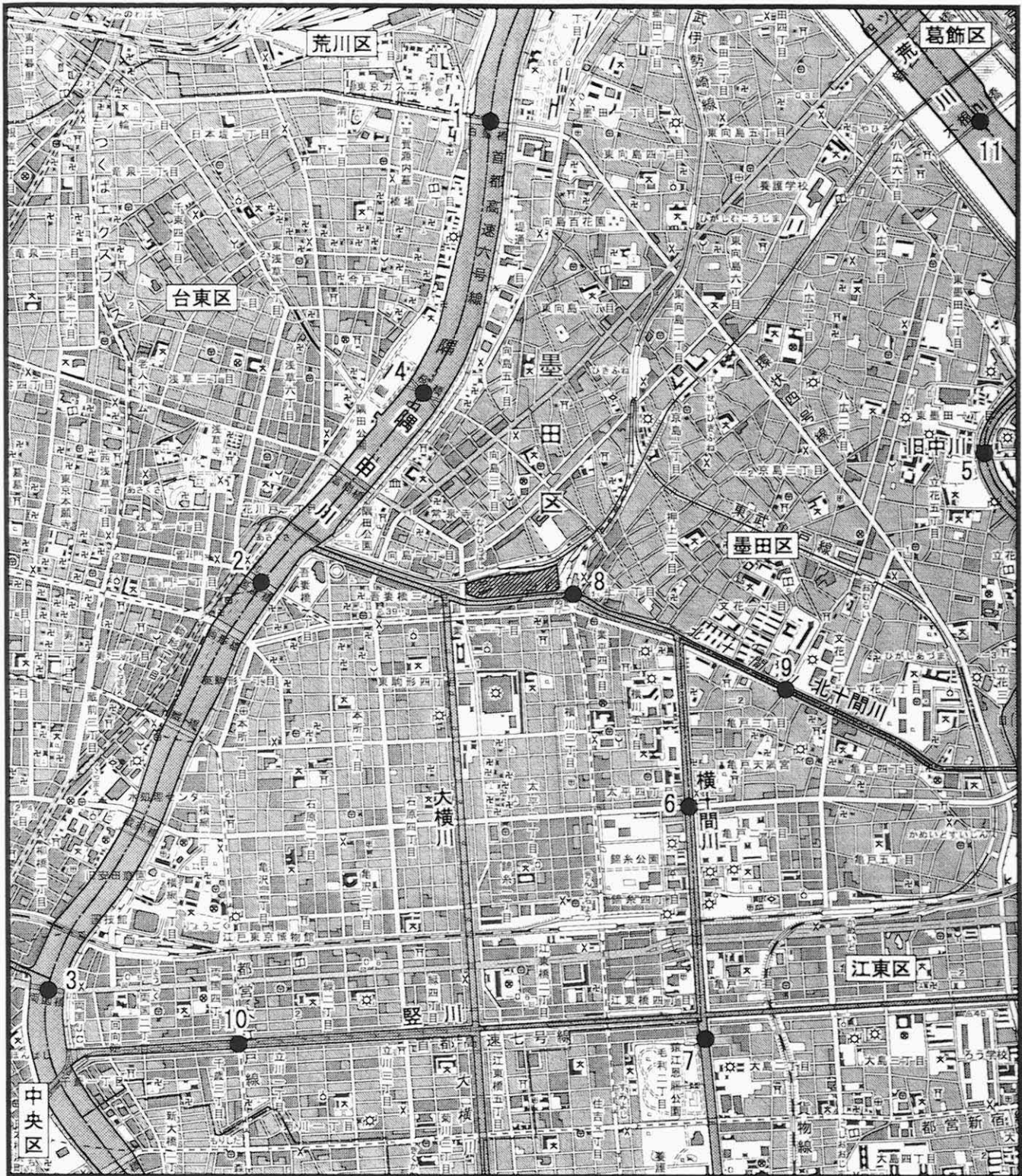
出典：東京都環境局ホームページ 平成 17 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果

(<http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/kansi/mizu/sokutei/2005/17presshonbun.htm>)

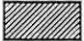



「平成 18 年版 すみだの環境(平成 17 年度の実績)」平成 18 年 10 月 墨田区地域振興部

江東区ホームページ 区内河川水質調査

(<http://www.city.koto.lg.jp/seikatsu/kankyo/7305/7307.html>)



凡 例

-  計画地
-  河 川
-  区 界
-  測定地点 (1~11)



Scale 1:25,000

0 250 500 1,000m

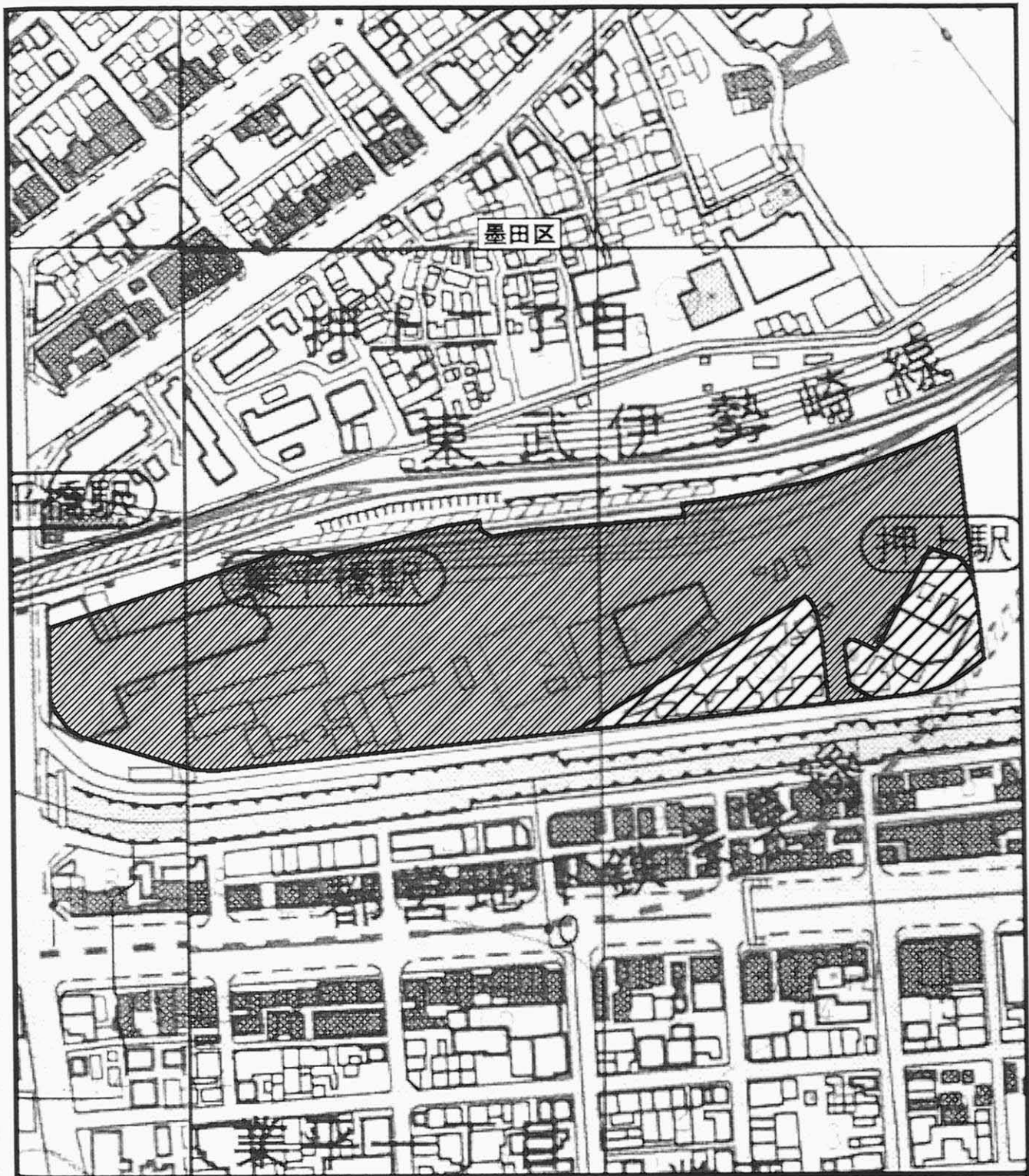
図 6.2-3 水質測定地点位置図

注) 図中の番号は表 6.2-6 の地点番号に対応する。




6.2.5 土壌汚染

計画地は、北西側～北側にかけて、1902年(明治35年)から鉄道敷地として使用されている。主に旅客、小荷物、砂利等の運搬が行われており、有害物質を取り扱った経歴は見られない。また、計画地の東側についても、1912年(大正元年)頃から鉄道敷地として使用されており、その以前からも有害物質の取り扱い履歴はないと考えられる。これらの範囲については、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(平成12年12月条例第215号、以下「環境確保条例」)第117条に基づき土地利用の履歴等の調査届出書を提出しており、地歴上、土壌汚染のおそれはないものと判断されている。

また、図6.2-4に示すとおり、計画地の南東側には、1949年(昭和24年)設立の磐城セメント(現住友大阪セメント)、1953年(昭和28年)設立の日立コンクリート工場がある。これらの工場敷地については、操業停止後に「環境確保条例」第116条に基づき、廃止時の調査(土壌汚染状況調査)を実施する予定である。



凡 例

-  計画地
-  土地利用の履歴等の調査届出書提出済み
-  土壌汚染状況調査予定地



Scale 1:2,500

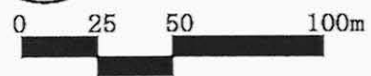
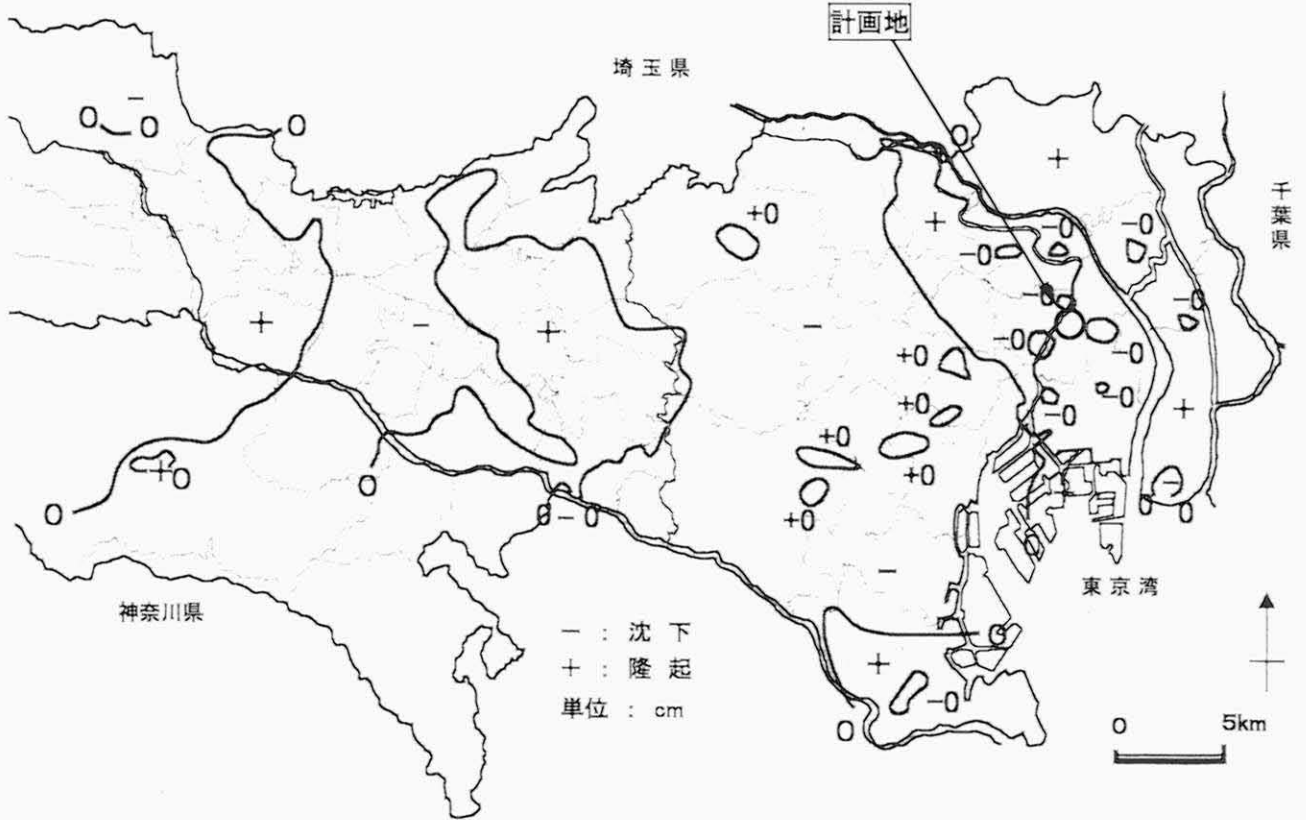


図 6.2-4 土壌汚染調査範囲

6.2.6 地盤

平成17年における東京の地盤沈下調査によると、東京都においては1cm以上沈下した地域及び1cm以上隆起した地域はなかった。平成17年の地盤変動量図を図6.2-5に示す。計画地及び周辺地域はおおむね隆起した地域とされている。



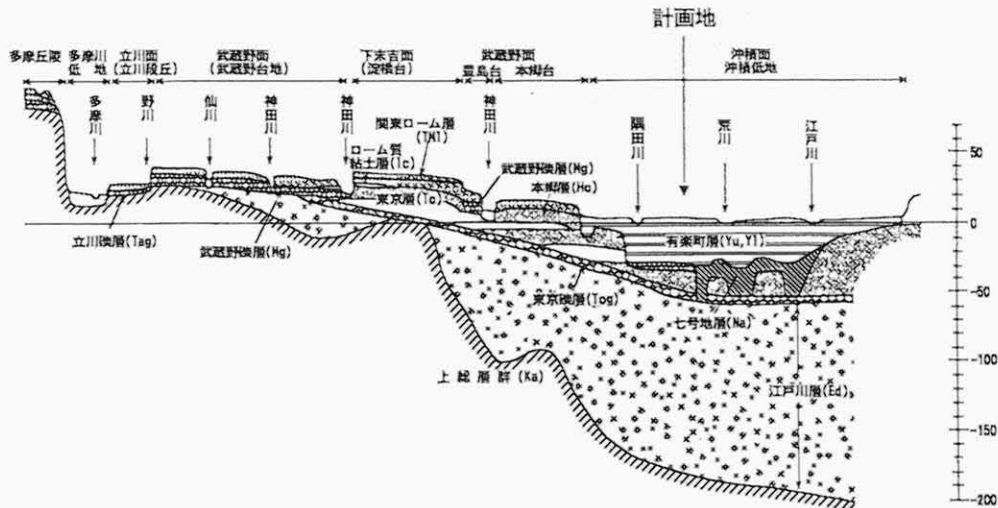
出典：「平成17年 地盤沈下調査報告書」平成18年7月 東京都土木技術センター

図6.2-5 平成17年の地盤変動量図

6.2.7 地形・地質

東京都の模式地質断面図を図 6.2-6 に示す。

計画地周辺の基盤を形成するのは上総層群であり、その上位には江戸川層、東京礫層がそれぞれ不整合の関係で分布している。これらの地層のN値はおおむね50以上と硬く、高層建築物の基礎地盤とされる。これらの上位には、東京層、埋没段丘礫層・ローム層が分布し、最上位には有楽町層が分布している。有楽町層は、層相の違いから上部と下部に区分され、下部はN値が0~2の軟らかい粘土層からなり、貝化石を多く含んでいる。一方、上部は主として砂層からなり、N値は5~10でところによって礫層が混じる。



出典:「東京都総合地盤図(I)」(昭和52年 東京都土木技術研究所)

図 6.2-6 東京都の地質模式断面図

6.2.8 水循環

計画地周辺における主要な河川の分布状況は、図 6.1-7 に示したとおりである。計画地の西側には隅田川が、東側には荒川、旧中川が流れている。計画地の南側には旧中川から分かれた北十間川が通り、隅田川へとつながっている。また、南北方向には横十間川と大横川が流れている。

計画地周辺では、公共下水道が整備されており、雨水及び生活排水については、公共下水道に放流されている。

平成13年7月に告示された「東京都雨水浸透指針」によると、計画地及びその周辺地域は雨水浸透をすべきではない地域とされている。

また、計画地の位置する墨田区では、防災対策、水資源の有効活用、洪水対策の三つの趣旨に基づき、雨水利用を促進しており、「墨田区良好な建築物と市街地の形成に関する指導要綱」(平成18年1月)に基づく「雨水の積極的な活用及び浸透に関する手引き」により手続き等が定められている。

なお、墨田区、台東区及び江東区においては、「東京の湧水(平成12年度湧水調査報告書)」(平成14年3月東京都環境局)によると湧水は確認されていない。

6.2.9 生物・生態系

計画地及び周辺の現存植生図は、図 6.2-7 に示すとおりである。

計画地及びその周辺は市街化され、大部分が「緑の少ない市街地・住宅地」とされており、自然植生は分布していない。

計画地周辺で比較的まとまった緑が分布している範囲は、隅田川沿いの隅田公園等に見られる。

6.2.10 日影

墨田区における日影規制の状況は、表 6.2-7 及び図 6.2-8 に示すとおりである。

計画地及び計画地の北側は「(二)の区域」となっており、測定面は 4m となっている。

表 6.2-7 墨田区における日影規制の状況

項目	内容	
規制対象区域	第一種住居地域 近隣商業地域 準工業地域 } のうち条例で指定する区域	
規制対象建築物	高さ 10m を超える建築物	
日影の前提条件	季節：冬至日 有効時間：真太陽時の午前 8 時から午後 4 時までの 8 時間 測定面：建築物が周囲の地面と接する位置の平均高さの水平面から 4m 又は 6.5m の位置	
日影規制基準	規制される日影時間 (敷地境界線から外側への水平距離)	
	規制値	$5m < L \leq 10m$
		$10m < L$
	(一)	4 時間以上
	(二)	5 時間以上
※規制対象区域外の建築物(高さが 10m を超える)であっても、対象区域内に日影を生じさせる場合は、その建築物は対象区域内にある建築物として規制される。		

出典：墨田区都市計画図(用途地域・日影規制・容積率) 平成 17 年 9 月

6.2.11 電波障害

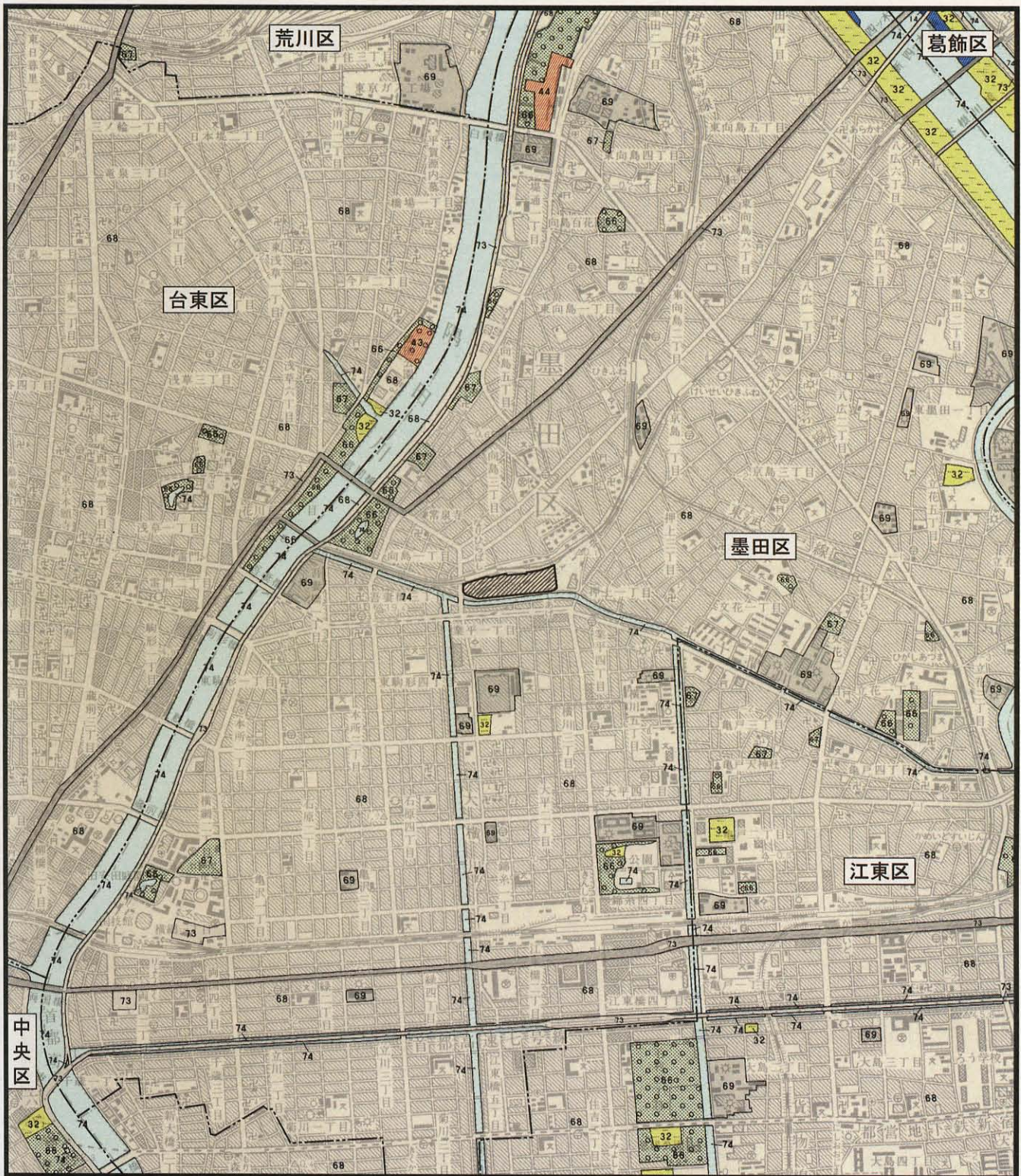
計画地及び周辺は東京局からの電波(VHF・UHF)が受信可能である。

なお、計画地周辺には電波障害の発生要因となり得る高層ビルとしては、計画地の南西側の浅草通り沿いに 10 階建て以上の建築物が複数みられる。また、14 階建てのマンションが計画地の北側に 2 棟立地している。



6.2.12 風環境

計画地及び周辺における風環境に影響を及ぼすような高層ビルとして、計画地の南西側の浅草通り沿いに 10 階建て以上の建築物が複数みられる。また、14 階建てのマンションが計画地の北側に 2 棟立地している。また、5～19 階建ての建築物は、幹線道路沿いに立地している。

計画地北側の東武伊勢崎線を越えた地域には 1～2 階建ての戸建て住宅が密集している地域がある。




凡例


 計画地  区界


I. ヤブツバキクラス域


A. 自然植生

 14 マコモウキヤガラ群集


B. 代償植生


 32 人工シバ草地 (ゴルフ場、飛行場など)

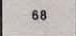
 43 オオバコカゼクサ群集 他 (踏跡群落)

 44 オオイヌタデオオクサキビ群落 他 (埋立地雑草群落)

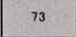
IV. その他

 66 樹群を持った公園、墓地等

 67 緑の多い住宅地

 68 緑の少ない市街地・住宅地

 69 工場地

 73 広いコンクリート地

 74 開放水域



Scale 1:25,000



0 250 500 1,000m

図 6.2-7 現存植生図

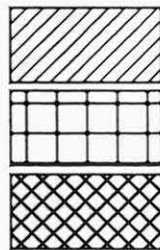
出典：「東京都現存植生図」1987年 東京都環境保全局



凡例

 計画地
 区界

日影規制区域



(一)の区域 4-2.5時間
測定面4m
 (二)の区域 5-3時間
測定面4m
 (二)の区域 5-3時間
測定面6.5m



Scale 1:10,000



図 6.2-8
計画地周辺の日影規制状況

出典：「墨田区都市計画図」平成17年9月 墨田区

6.2.13 景 観

東京都では、「東京都景観条例」(平成9年12月 東京都)に基づき、平成11年度に「一般地域の景観づくり基準」、「隅田川景観基本軸」、「玉川上水景観基本軸」及び「丘陵地景観基本軸」、平成12年度に「神田川景観基本軸」及び「臨海景観基本軸」、平成13年度に「国分寺崖線景観基本軸」を策定している。また、平成6年3月に策定された「東京都都市景観マスタープラン」においては、計画地及びその周辺は「下町水網軸」に区分されると考えられるが、「下町水網軸」の詳細については策定されていない。

また、墨田区では平成10年3月に「墨田区都市計画マスタープラン」を策定しており、その中で計画地は押上・向島地域に区分されている。

このような中で、新たな将来都市像の提示を目的としたまちづくりランドデザインの検討が行われており、最終報告が平成18年9月に公表されている。

ランドデザインのコンセプトは、「新しい歴史を創造する下町文化創成拠点」であり、長く培われてきた下町文化と、新タワーによりもたらされる先進機能とを融合させ、安全安心で環境にやさしい観光拠点として国際都市東京の一翼を担うこととしている。計画地はこの中で新タワーゾーンに区分されており、「新タワーをシンボルとする防災・観光の広域拠点として、商業・業務機能を核に下町文化を発信する多機能複合市街地の形成を図る」とされている。

6.2.14 史跡・文化財

(1) 指定文化財

計画地周辺の指定文化財は、表 6.2-8(1)～(4)及び図 6.2-9 に示すとおりである。
本計画地においては、指定文化財等は存在しない。

表 6.2-8(1) 計画地周辺の指定文化財(1)

地点 番号	種別	名称	所在地	備考	
1	有形文化財 絵画	絹本着色東帯天神像 (白鬚天神)狩野探幽筆	江東区亀戸 3-6-1 亀戸天神社	都指定	
2	旧跡	朝川善庵墓	墨田区向島 3-12-15 常泉寺	都指定	
3	天然記念物	飛木稲荷神社のイチョウ	墨田区押上 2-39-6 飛木稲荷神社	区指定	
4	有形 文化 財	工芸品	銅造宝篋印塔	台東区浅草 7-4-1 本龍院 (待乳山聖天)	区登録
5		歴史資料	石造狛犬 小松屋竹右衛門作一对	台東区今戸 1-5-22	区登録
6		建造物	牛嶋神社石造鳥居	墨田区向島 1-4-5 牛嶋神社	区登録
7			三囲神社石造鳥居 (堤下の大鳥居)	墨田区向島 2-5-17 三囲神社	区登録
8		絵画・彫刻 ・工芸品	春慶寺の木造普賢菩薩立像	墨田区業平 2-14-9 春慶寺	区登録
9			弘福寺の梵鐘	墨田区向島 5-3-2 弘福寺	区登録
10		古文書	伊勢参宮政道中覚の帳	墨田区東向島 2-9-13	区登録
11			大沢家文書	墨田区向島 2-3-5 すみだ郷土文化資料館	区登録
12		歴史資料	松尾芭蕉「いざさらば」の句碑 (雪見の句碑)	墨田区向島 5-4-4 長命寺	区登録
13			橋本家旧蔵板碑	墨田区向島 2-3-5 すみだ郷土文化資料館	区登録
14			烏亭焉馬「いそがずば」の狂歌碑	墨田区向島 1-4-5 牛嶋神社	区登録
15			宝井其角「ゆうだちや」の句碑 (雨乞いの句碑)	墨田区向島 2-5-17 三囲神社	区登録
16			秋葉神社の石造燈籠 寛保元年銘二基 宝永元年銘二基 宝永2年銘二基	墨田区向島 4-9-13 秋葉神社	区登録
			17	三囲神社の石造常夜燈	墨田区向島 2-5-17 三囲神社
18			木造扁額「牛嶋学校」 榎本武揚筆	墨田区向島 2-3-5 すみだ郷土文化資料館	区登録
19			紙本墨書扁額「時敏塾」 池田輝知筆		区登録
20			石造墨堤常夜燈	墨田区向島 1-4-5 牛嶋神社	区登録
21			墨堤植桜之碑	墨田区向島 5-4 隅田公園内	区登録
22			絹本墨書扁額「明明徳」	墨田区東駒形 3-1-10 本所中学校内	区登録
23			石造「夜雀井銘」の碑	墨田区吾妻橋 2-2-10 妙縁寺	区登録
24			生月鯨太左衛門墓	墨田区吾妻橋 2-6-5 天祥寺	区登録
25			考古資料	錦糸町駅北口遺跡出土 木製大小厝	墨田区向島 2-3-5 すみだ郷土文化資料館
26		江東橋二丁目遺跡出土 土製品類			区登録

表 6. 2-8 (2) 計画地周辺の指定文化財 (2)

地点 番号	種 別	名 称	所在地	備考	
27	有形民俗文化財	牛嶋神社の石造狛犬 享保 14 年銘一对 文政 10 年銘一对	墨田区向島 1-4-5 牛嶋神社	区登録	
28		三囲神社の石造狛犬一对	墨田区向島 2-5-17 三囲神社	区登録	
29		牛嶋神社の石造神牛	墨田区向島 1-4-5 牛嶋神社	区登録	
30		三囲神社の石造神狐	墨田区向島 2-5-17 三囲神社	区登録	
31		長命寺の石造庚申塔 (地藏菩薩)	墨田区向島 5-4-4 長命寺	区登録	
32		円通寺の石造地藏菩薩立像	墨田区押上 2-39-6 円通寺	区登録	
33		牛嶋神社境内力石群	墨田区向島 1-4-5 牛嶋神社	区登録	
34		牛嶋神社石造神牛(撫牛)		区登録	
35	史跡	橋守部墓・橋冬照墓	墨田区向島 5-4-4 長命寺	区登録	
36		肥前平戸藩松浦家墓所	墨田区吾妻橋 2-6-5 天祥寺	区登録	
37		因幡国若桜藩主池田冠山墓	墨田区向島 5-3-2 弘福寺	区登録	
38		太田道灌家供養塔	墨田区太平 1-26-16 法恩寺	区登録	
39		墨堤の桜	墨田区向島 2 丁目先～向島 1-2 (隅田公園)	区登録	
40	有形文化財	建造物	石造燈籠 塩原太助奉納	江東区亀戸 3-6-1 亀戸天神社	区登録
41			石造燈籠 明治 32 年在銘一对	江東区亀戸 3-34-2 龍眼寺	区登録
42			石造燈籠 大正 2 年在銘一对	江東区亀戸 3-6-1 亀戸天神社	区登録
43			石造鳥居 弘化 2 年在銘		区登録
44			石造燈籠 明治 35 年在銘一对		区登録
45			石造燈籠 大正 5 年在銘		区登録
46			石造燈籠 明治 35 年在銘一对		区登録
47			石造燈籠 明治 35 年在銘		区登録
48			石造燈籠 明治 40 年在銘一对		区登録
49		石造燈籠 明治 35 年在銘一对		区登録	
50		絵画・彫刻 ・工芸品	絹本着色東帯天神像	江東区亀戸 3-6-1 亀戸天神社	区登録
51			鉄造天水桶増田栄相作		区登録
52			三十六歌仙図屏風	江東区亀戸 3-14-5	区登録
53			紙本墨画竹図佐竹義和筆	江東区亀戸 3-14-6	区登録
54			木造聖観音菩薩坐像	江東区亀戸 3-10-2 長寿寺	区登録
55			木造聖観音菩薩立像	江東区亀戸 3-34-2 龍眼寺	区登録
56			銅鐘大正 2 年在銘	江東区亀戸 3-10-2 長寿寺	区登録
57			絹本着色釈迦十六善神図 狩野永鐵筆附桐箱一台		区登録

表 6.2-8(3) 計画地周辺の指定文化財(3)

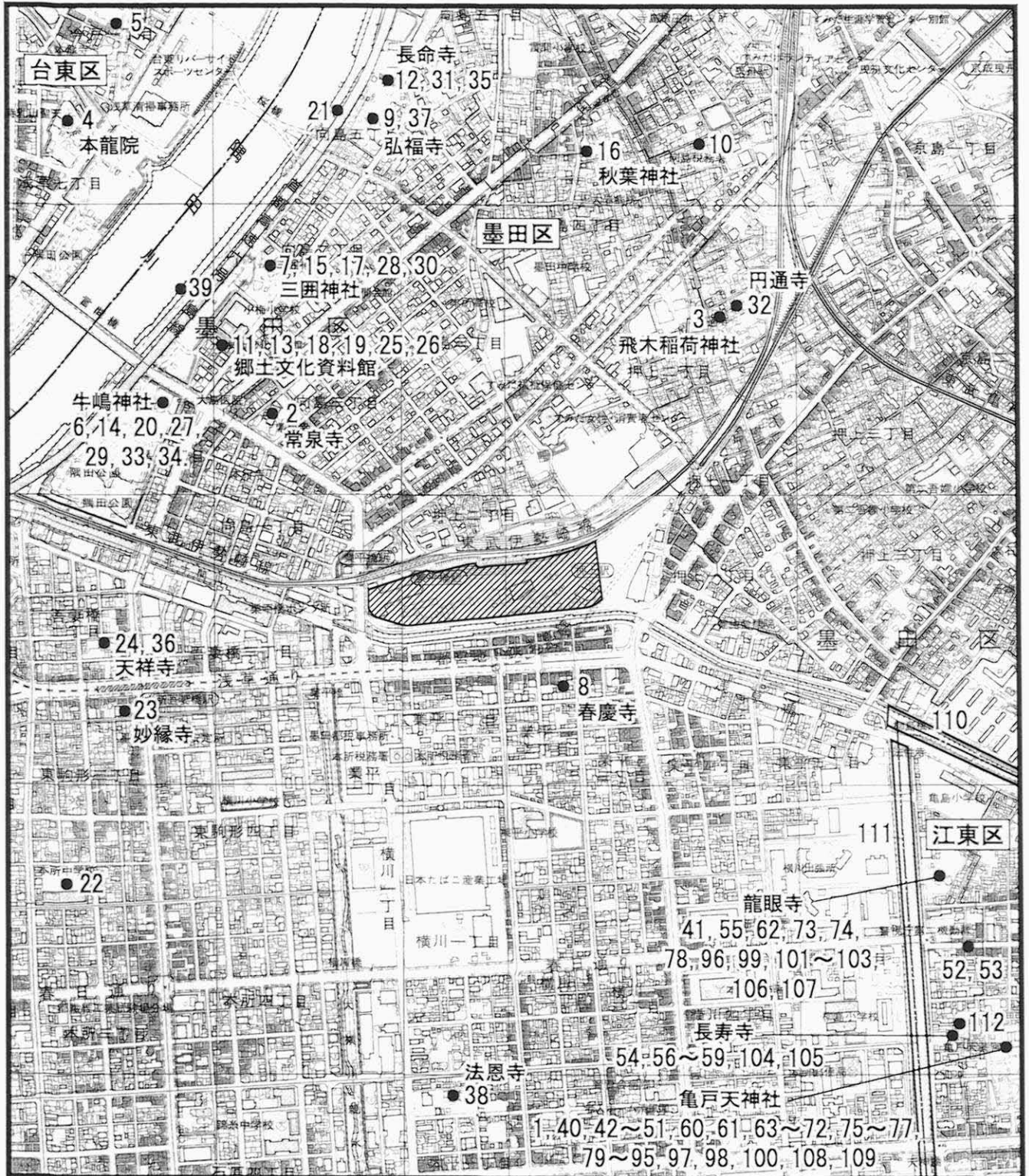
地点 番号	種 別	名 称	所在地	備考	
58	有形文化財	絵画・彫刻 ・工芸品	厨子入木造聖観音菩薩坐像	江東区亀戸 3-10-2 長寿寺	区登録
59					厨子入木造地藏三尊像
60	歴史資料	中江兆民翁之碑	江東区亀戸 3-6-1 亀戸天神社	区登録	
61		聖廟九百年御忌句碑		区登録	
62		芭蕉句碑絢堂素丸書	江東区亀戸 3-34-2 龍眼寺	区登録	
63		歌川豊国翁之碑	江東区亀戸 3-6-1 亀戸天神社	区登録	
64		帰春翁筆塚		区登録	
65		董斎筆塚	区登録		
66		花仙堂筆塚	区登録		
67		正木樸筆塚 亀田鵬斎書	区登録		
68		花鳥図碑岸駒 曲江画	区登録		
69		石川勝蔵歌碑	区登録		
70		八百万神碑 男谷静斎書	区登録		
71		燈籠 松平康任奉納 一対	区登録		
72		松庵句碑	区登録		
73		冬嶺市町句碑	江東区亀戸 3-34-2 龍眼寺	区登録	
74		百寿句碑		区登録	
75		くんきよ先生碑	江東区亀戸 3-6-1 亀戸天神社	区登録	
76		鮮斎永濯碑		区登録	
77		梅松両社再建発句碑		区登録	
78		螺舎一堂句碑	江東区亀戸 3-34-2 龍眼寺	区登録	
79		菅原白竜画師献技碑	江東区亀戸 3-6-1 亀戸天神社	区登録	
80		臥龍園句碑		区登録	
81		累卵塔碑	区登録		
82		藤樹奉獻碑 大正 4 年在銘	区登録		
83		明楽斎修筆碑 明治 29 年在銘	区登録		
84		鷹替由来板木 大正 5 年在銘	区登録		
85		鍾珠山人玉光句碑 弘化 2 年在銘	区登録		
86		燈籠(残欠) 文政 2 年在銘	区登録		
87		亀戸神社縁起碑 大正 12 年在銘	区登録		
88		頌徳碑 明治 28 年在銘	区登録		
89		菅公一千年祭記念碑 明治 35 年在銘	区登録		

表 6.2-8(4) 計画地周辺の指定文化財(4)

地点番号	種別	名称	所在地	備考	
90	有形文化財	歴史資料	菅公一千年祭記念碑	区登録	
91				菅公一千年祭記念 境内全図銅板寄附碑	区登録
92				菅廟種梅碑 明治35年在銘	区登録
93	有形民俗文化財	方石(臥竜石) 蜀山人書	江東区亀戸3-6-1 亀戸天神社	区登録	
94		方石 山谷田中巳之助在銘		区登録	
95		方石 三井親孝書		区登録	
96		庚申塔 万治2年在銘	江東区亀戸3-34-2 龍眼寺	区登録	
97		方石 熊治郎・金七在銘	江東区亀戸3-6-1 亀戸天神社	区登録	
98		水盤 池田祐春奉納		区登録	
99		水盤 天明五年在銘	江東区亀戸3-34-2 龍眼寺	区登録	
100		水盤 慶応3年在銘	江東区亀戸3-6-1 亀戸天神社	区登録	
101		六角石塔	江東区亀戸3-34-2 龍眼寺	区登録	
102		融通念仏供養像台石 正徳5年在銘		区登録	
103		水盤 延享2年在銘		区登録	
104		地藏菩薩像 寛政11年在銘	江東区亀戸3-10-2 長寿寺	区登録	
105		三界万霊塔 昭和7年在銘		区登録	
106		法華經五千部供養塔 享保18年在銘	江東区亀戸3-34-3 龍眼寺	区登録	
107		納経塚 文化3年在銘		区登録	
108		水盤 明治43年在銘	江東区亀戸3-6-1 亀戸天神社	区登録	
109		方石		区登録	
110		史跡	北十間川	江東区亀戸8-25~3-35~墨田区	区登録
111	十間川		江東区亀戸3-35~千石3-1	区登録	
112	光蔵寺跡		江東区亀戸3-10 付近	区登録	

注) 地点番号は、図 6.2-9 の図中の番号に対応する。

出典：「平成 16 年 3 月 東京都文化財総合目録(一)、(二)」平成 16 年 3 月 東京都教育委員会



凡例

-  計画地
-  区界
-  指定文化財



Scale 1:10,000



図 6.2-9 史跡・文化財の分布状況

注) 図中の番号は表 6.2-8 の地点番号に対応する。

(2) 埋蔵文化財

計画地周辺の埋蔵文化財は、表 6.2-9 及び図 6.2-10 に示すとおりである。
計画地には周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しない。

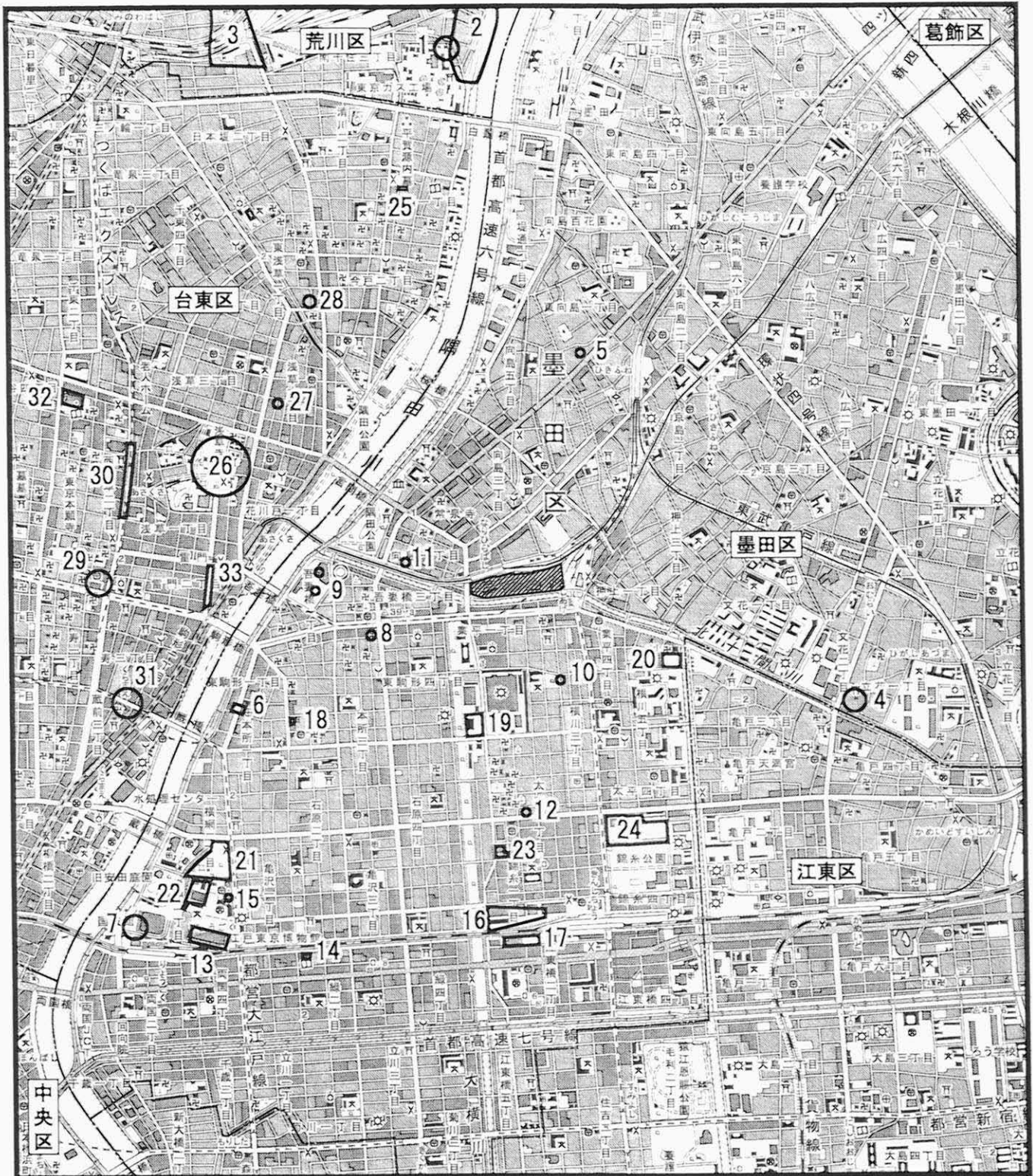
表 6.2-9 計画地周辺の埋蔵文化財

地点番号	名称	所在地
1	真先銭座跡	荒川区南千住三丁目
2	石浜城	荒川区南千住三丁目
3	小塚原刑場跡	荒川区南千住二・三・四・五・七丁目
4	包蔵地	墨田区立花一丁目吾孀神社
5	包蔵地	墨田区東向島一丁目
6	普賢寺	墨田区東駒形一丁目
7	包蔵地	墨田区横網一丁目
8	墓地	墨田区東駒形三丁目
9	大名屋敷	墨田区吾妻橋一丁目
10	大雲寺跡	墨田区業平三丁目
11	上水道	墨田区向島一丁目
12	墓地	墨田区太平一丁目
13	横網一丁目	墨田区横網一丁目
14	屋敷	墨田区緑二丁目
15	墨田区旧第一庁舎跡	墨田区横網一丁目
16	墨田区錦糸町駅北口	墨田区錦糸一丁目
17	江東橋二丁目	墨田区江東橋二丁目
18	墓	墨田区本所二丁目
19	横川一丁目	墨田区横川一丁目
20	社寺	墨田区業平五丁目
21	幕府御用地	墨田区横網二丁目
22	幕府御用地	墨田区横網一丁目
23	本沸寺跡	墨田区太平一丁目
24	屋敷	墨田区太平四丁目
25	妙亀塚	台東区橋場一丁目妙亀塚公園
26	浅草寺	台東区浅草二丁目浅草寺
27	社寺	台東区浅草六丁目
28	社寺	台東区東浅草一丁目
29	浅草松清町	台東区西浅草一丁目
30	社寺・屋敷	台東区浅草一丁目
31	包蔵地	台東区蔵前三丁目
32	浅草芝崎町	台東区西浅草三丁目 25
33	町屋	台東区雷門二丁目先



注) 地点番号は、図 6.2-10 の図中の番号に対応する。

出典: 東京都遺跡地図情報インターネット提供サービス

(<http://www.syougai.metro.tokyo.jp/iseki0/iseki/index.htm>) 東京都教育委員会



凡 例

-  計画地
-  区 界
-  埋蔵文化財



Scale 1:25,000



出典：「東京都遺跡地図情報インターネットサービス」
 (<http://www.syougai.metro.tokyo.jp/iseki0/iseki/index.htm>)
 東京都教育委員会

注) 図中の番号は表 6.2-9 の地点番号に対応する。

図 6.2-10 埋蔵文化財の分布状況

6.2.15 自然との触れ合い活動の場

計画地周辺に位置する自然との触れ合い活動の場は、表 6.2-10 及び図 6.2-11 に示すとおり、大横川親水公園、わんぱく天国等がある。

計画地の南西に位置する大横川親水公園では、滝を模した水路は子供たちの水遊びの場となっており、水辺の生きものの観察もできる。また、計画地の東側に位置するわんぱく天国には、ロープスライダー、畑、野外ステージ等があり、子どもたちが自然に触れながら、いきいきとした冒険を楽しむことができる遊び場となっている。

計画地の西側約 500mに位置する隅田公園は、“墨堤の桜”等、江戸時代からの桜の名所となっている。

また、計画地の西～北側にかけて、「江戸下町のにぎわい散策エリア」として界隈を巡る散策ルートが設定されている。

表 6.2-10 計画地周辺の主な自然との触れ合い活動の場

番号	名称	所在地
1	大横川親水公園	墨田区吾妻橋三丁目、業平一丁目、東駒形四丁目、横川一丁目、本所四丁目、太平一丁目、石原四丁目、錦糸一丁目、亀沢四丁目、江東橋一丁目、緑四丁目
2	隅田公園	墨田区向島一丁目、二丁目、五丁目 台東区今戸一丁目1番、浅草七丁目1番、花川戸一丁目1番、二丁目1番
3	隅田川緑道公園	横網一丁目・二丁目、本所一丁目、東駒形一丁目、吾妻橋一丁目、堤通一丁目
4	わんぱく天国(押上公園)	墨田区押上一丁目47番8号
5	亀戸天神社	江東区亀戸三丁目6番1号
6	龍眼寺	江東区亀戸三丁目34番2号

注) 番号は、図 6.2-11 の図中の番号に対応する。





出典: 墨田区ホームページ (<http://www.city.sumida.lg.jp/index.html>)

台東区ホームページ (<http://www.city.taito.tokyo.jp/>)

江東区ホームページ (<http://www.city.koto.lg.jp/>)



凡 例

-  計画地
-  区 界
-  自然との触れ合い活動の場 (1~6)
-  境界を巡る散策ルート



Scale 1:10,000



図 6.2-11
計画地周辺の主な自然との触れ合い活動の場

注) 図中の番号は表 6.2-10 の番号に対応する。

6.2.16 廃棄物

墨田区、台東区及び江東区における一般廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「東京都廃棄物条例」、「墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例」、「東京都台東区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」、「江東区清掃リサイクル条例」等に基づき、収集・処理されている。

墨田区、台東区及び江東区におけるごみ収集量の経年変化は、表 6.2-11 に示すとおりであり、収集量の総計は、墨田区と江東区では増加傾向を、台東区では減少傾向を示している。

表 6.2-11 ごみ収集量の経年変化(資源ゴミを除く)

単位:t

自治体	項目	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
墨田区	可燃ごみ	53,227	52,849	51,671	51,347	50,370
	不燃ごみ	21,909	21,296	20,932	20,423	21,082
	粗大ごみ	1,789	1,389	1,431	1,359	1,266
	その他(持ち込み)	14,360	17,199	19,703	22,405	27,179
	総計	91,285	92,733	93,737	95,534	99,897
台東区	可燃ごみ	48,996	47,545	46,221	45,153	43,309
	不燃ごみ	18,847	18,653	18,357	17,806	18,103
	粗大ごみ	1,340	995	860	816	871
	その他(持ち込み)	14,236	15,830	18,108	16,661	16,175
	総計	83,419	83,023	83,546	80,436	78,458
江東区	可燃ごみ	83,405	83,876	83,085	83,515	81,340
	不燃ごみ	24,638	24,708	24,275	23,944	25,428
	粗大ごみ	2,956	2,377	2,394	2,665	2,775
	その他(持ち込み)	74,424	88,103	97,928	105,762	104,173
	総計	185,423	199,064	207,682	215,886	213,716

出典:「東京都区市町村清掃事業年報 平成 12～16 年度実績」 平成 14～18 年 東京都環境局

6.2.17 温室効果ガス

東京都における二酸化炭素の排出の状況は、表 6.2-12 に示すとおりである。

平成 16 年度の二酸化炭素の排出量は 66.7 百万 t-CO₂/年で、基準年度である平成 2 年度の 57.7 百万 t-CO₂/年と比較して約 16%の増加となっている。部門別の増加率については、業務部門が約 46%の増加で最も大きく、次いで家庭部門が約 22%、運輸部門が約 14%の増加となっている。一方、産業部門は約 38%の減少を示している。また、対前年度(平成 15 年度)比についてみると、総量として約 8%の減少となっており、いずれの部門でも減少となっている。減少率は、家庭部門及びその他でいずれも約 10%と最も大きく、次いで業務部門で約 9%となっている。運輸部門及び産業部門の減少は、いずれも約 6%であった。

表 6.2-12 二酸化炭素 (CO₂) の排出の状況(東京都)

項 目		産業部門	業務部門	家庭部門	運輸部門	その他	総 量
排出量 (百万 t-CO ₂)	平成 2 年度	9.9	15.9	13.1	17.9	0.8	57.7
	平成 15 年度	6.6	25.4	17.9	21.8	0.9	72.5
	平成 16 年度	6.2	23.2	16.1	20.5	0.8	66.7
平成 16 年度 伸び率(%)	基準年度比	-37.6	46.0	22.3	14.0	-6.4	15.5
	対前年度比	-5.9	-8.9	-9.9	-6.0	-9.6	-8.0

注 1) 基準年度は平成 2 年度としている。

表中の排出量及び伸び率は、四捨五入等のため、必ずしも一致しないことがある。

2) ここでは原子力発電事故の影響を含めた電力の CO₂ 排出係数を用いて算定した二酸化炭素排出量を示した。
出典: 2004 年度 都内の温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量(暫定値) 平成 18 年 10 月 東京都環境局
東京都公式ホームページ(<http://www.metro.tokyo.jp/INET/CHOUSA/2006/10/60gah200.htm>)